

令和３年予算審査特別委員会（開 会 午前９時３０分）

高山委員

皆さんおはようございます。３月２日の定例会におきまして特別委員会に付託されました令和３年度各会計の予算案を本日より審議して参りたいと思います。私といたしましては委員会をスムーズに、そしてその結論が適切に導き出されるよう努力して参りたいと思いますので、委員の皆様方におかれましても前置きは割愛していただき、その質問の趣旨がわかりやすく要点のみとした簡潔な発言に心がけていただきますとともに、質問が議題外に渡らないよう特段のご配慮とご協力をお願い申し上げる次第でございます。また委員からのご質問に対しましては町理事者または関係課長各位には端的で誠実なる答弁をお願いしたいと重ねてお願いをするところでございます。それではただいまから予算審査特別委員会を開会し直ちに会議を開きます。ただいまの出席委員は１１名で会議は成立いたします。これより本委員会に付託されました令和３年度平取町各会計予算について審査を進めて参ります。なお発言される場合につきましては、委員長の方の指名の後に発言されるようお願いを申し上げるところでございます。それではまず議案第１６号令和３年度平取町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑の順序といたしまして例年どおりでございますけれども、始めに歳入歳出事項別明細書から行い、続いて第２表債務負担行為、第３表地方債とを進めて参りたいと思います。なお委員会審査を進めていく上で予算の年度別区分を明確にするため、本年度、来年度とはせず、必ず令和２年度あるいは令和３年度として発言されるよう切にお願いをいたします。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳入から質疑を行いますので、お手元の予算書の１１ページをお開きいただきたいと思います。それでは早速、歳入の１１ページから始めていきたいと思いますので、まず１１ページご質疑ある方いらっしゃいますか。ありませんか。それでは続けて１２ページ、１３ページ。１２ページ１３ページありませんか。続きまして１４ページ、１５ページ。続きまして１６ページ、１７ページ。ありませんか。続いて１８ページ、１９ページ。ないようですので続けて２０ページ、２１ページ。２０ページ、２１ページありませんか。木村委員。

木村委員

２０ページの森林環境譲与税について１５００万円増えているんですけど、この増えた分についての活用方法をちょっと教えていただきたいなと。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。活用方法につきましては歳出のほうに載っているんですが。歳出の１５４ページになります。こちらのほうで歳出の内訳としましては事業費の４５万円、こちらのほうはウッドトイふれあい事業、子ども達に１歳の誕生日を迎える時に町から木製品を寄贈するという事で、贈呈すると

	いう形でこちらのほうで予算を組んでいます。また 14 節の工事請負費 200 万円につきつきましては、こちらのほう令和 3 年度から公共施設及び公園等に木質化を図っていききたいということで予算化しております。また 17 節の備品購入費 55 万につきつきましては子ども達、町内でいろんなイベント等があるんですが、そこで木製品にいろいろ触れ合ってもらいたいということで令和 2 年度に木の玉プールを購入しております、その玉の替え玉というか、無くなったら困るものですから、そういう部分の予定でこちらのほう木製品の備品購入費を組んでいます。また 18 節の負担金補助及び交付金の中で森林環境譲与税事業補助金ということで、こちらのほうは公共事業で森林整備が基本やられているんですが、その中で配分されない場合、国の配分がなかった場合にこちらの補助金を活用して民有林の整備を進めていききたいということで、1200 万円組んでおります。残りにつきつきましては 24 節の積立金 1300 万円ということでこちらのほうで組んでおりますが、そういう形で活用される事業を今後検討していかなければならないんですが、取り敢えず今のところ、積立金不要額等が出た場合にはこちらのほうで積立てしていききたいと考えています。
委員長	同じく 20 ページ、21 ページ、そのほかありませんか。続きまして 22 ページ、23 ページ。続きまして 24 ページ、25 ページ。26 ページ、27 ページ。続きまして 28 ページ、29 ページ。萱野委員。
萱野委員	28 ページのところなんですけども、この新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金というふうにあるんですけども、これをちょっと詳しく教えてほしいんですけど。使い道等を含めて。
委員長	総務課長。
総務課長	これは令和 3 年度に新たに創設されました地方特例交付金の一つでありまして、前年実績がない関係上、令和 3 年度につきつきましては 250 万円ということで計上しているところでございます。内容につきつきましては新型コロナウイルスの感染等に伴う費用ということで、固定資産税等の減収分が見込まれるという位置づけで、その補填のために創設された交付金でございます。
萱野委員	ありがとうございます。
委員長	同じく 28、29 ページはございませんか。続けて 30 ページ、31 ページ。32 ページ、33 ページ。34 ページ、35 ページ。ございませんか。続きまして 36 ページ、37 ページ。中川委員。
中川委員	36 ページ、1 節の町営牧野使用料についてお聞きしたいと思います。ここで

	肉用牛の頭数が令和２年度に比べて非常に減っているような感じがします。令和２年度のときは確か３３００トン余り、３万３０００トンか、３万３０００トンあたりが記入されていたと思うんですけど、令和３年度に限っては２万９９４３トンと、これ令和１年度、令和２年度の比較のときにヒグマの被害で頭数が減ったということを前年度、令和２年度の時には説明していたと思いますけども、令和３年度の時は何が原因でこういうふうな頭数になったのか、そこをお聞きしたいと思います。
委員長	産業課長。
産業課長	お答えしたいと思います。令和２年度の肉牛が減っているという部分については、やはり利用する生産者の方がうちのほうに預ける頭数が減ったというのはやはり熊の影響とか、昨年のですね、影響があったのかなというふうに、こちらとしては体制的には万全を期してはいるんですけど、そういったことで肉牛の利用が少なかったのかなというふうにうちのほうでは分析しております。
委員長	中川委員。
中川委員	生産者が減ったということはあり得ないですか。どうでしょうか。
委員長	総務課長。
産業課長	生産者の数でいきますと、令和元年の肉牛のうちのほうに預けた生産者の数でいきますと９件になります。令和２年度いきますと１１件になります。令和２年からやはりその熊対策ということで、これまでは従来、芽生の牧野の方に肉牛を預けていたんですが、令和２年から川向牧野のほうも一部開放して、そちらの方あくまでも放牧する目的という形で２件の農家さんが町のほうに牧野のほうに預けてはいます。ですから生産者数でいきますと増えてはいます。
委員長	そのほかございませんか。ちょっと私のほうから一点、３７ページの商工使用料の中で鉄道記念館の使用料と、それから２万４千円とあるんですけども、これライダーハウスも含めての実績がどれぐらいなのかというのはわかりますか。振内支所長。
振内支所長	去年の実績ということですか。
委員長	令和２年度の実績です。
振内支所	令和２年度の実績はライダーハウスを閉めていたので全く収入はなかったと思

長	います。
委員長	鉄道記念館についてはどうですか。
振内支所 長	記念館の貸館ありませんでした。
委員長	基本的には閉めていたということと記念館の使用料もないということで、今後についてはこの鉄道記念館なり、ライダーウス等についてはどのように考えているのか伺いたいんですけども。
振内支所 長	令和３年度についてはまだコロナの関係が残るかと思うので、その辺を加味しながら考えていきたい、開館するかどうかは考えていきたいと思うんですが、かなりライダーハウスの老朽化が進んでいて修繕しても修繕してもというところがあるので、実際に宿泊者を今後とっていくのか、それともただ単に展示するだけにするのか、そのところは令和３年度で検討していきたいと思っております。
委員長	それでは３８ページ。四戸委員。
四戸委員	３７ページの４節の二風谷ファミリーランドの使用料、それとニセウエコウランドの使用料について伺いたいと思います。昨年も、令和２年度もそうだったと思いますけども、今コロナの状況の中で予算はこのように使用料を立てているんですけども、担当課として見通しとしてはどのように考えているのか伺いたいと思います。
委員長	観光商工課長。
観光商工 課長	お答えいたします。ファミリーランドにつきましては、昨年は新型コロナの関係と熊の出没の関係がございましてかなり休園という形はしていたんですけども、今年度につきましてはワクチンの関係とか、状況が昨年とは違って衛生対策とかマスクとかそういった部分と、またキャンプ場について離れたり、パークゴルフとかというのにも密にならないような形というのは推奨できるのではないかという考え方を持っているものですから、一昨年並みの数値を予定したところでございます。
委員長	四戸委員。
四戸委員	令和２年度の今、熊の話が出ましたのでこの場でお聞きしたいと思いますが、キャンプ場の上に鹿罟をかけたところに熊があらわれて、それでそれを食

	べた跡もあったと。結局そんな近くで罠を掛けているということを担当課としては認識していたのかどうか、その辺について伺いたいと思います。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	その点については、認識はありませんでした。
委員長	四戸委員。
四戸委員	そういうことも起きていますので、今後についてはやっぱりキャンプ場周辺にはそういう鹿の罠だとか、そういうものは掛けないように猟友会などに周知していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	お答えします。その点につきましても町民課長とそういった届出も含めて、十分注意していただく、避けていただくということで確認は取れております。
委員長	そのほかございませんか。なければ38、39ページ。ありませんか。続きまして40、41ページ。続きまして42、43ページ。ありませんか。続きまして44、45ページ。松澤委員。
松澤委員	45ページの1節通知カード個人番号カード交付事務費補助金なんですけども、新たに認証業務などの関連委任業務が追加されたということなんですけど、この業務の内容についてお聞きしたいんですけども。
委員長	総務課長。
総務課長	認証業務につきましては委託している会社でございしますがマイナンバーカードにかかる運営上、どうしても個人を識別する認証という部門で強化をしたいという国の方針がありまして、そこに対するその認証業務にかかる費用を国が全額負担していくというものでございます。
委員長	そのほかございませんか。なければ46、47ページ。桜井委員。
桜井委員	6番桜井です。46ページの1節社会福祉費補助金でございしますが、今回、地域生活支援事業費補助金という新しくこの項目に載ったわけではありますが、令和2年度においては障害者自立支援補助金という項目がございまして予算説明書には障害者が自立したり日常生活を営むことができるような、そういったこ

とに使えるという補助金なんですが、今回約500万円の増額がこの地域生活支援事業費補助金の中には500万ほどが含まれているんですけど、まるきり同じような使い方ということなんですか。それとも、それともというか、増えた500万円分というのは何に使おうとする事業内容とか教えていただければと思いますが。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。この地域生活支援事業費補助金の増額になった500万円については、後ほど出てきます基幹相談支援センターを立ち上げますので、その補助金に充てるものであります。事業内容については今までどおり、そんなに変更になるものではありません。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

それは障害者自立支援費補助金に使われた200数十万円というのは同じような使い方をして、増えた分に関してはその基幹相談支援センター、後段に確か歳出のほうに出てきますよね、それに使われるということですか。その設立に500万円というのはどういう形で使われるんですか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

基幹相談支援センターを立ち上げるのに、事業内容は変わらないんですけども、先ほど言ったところの事業費を減額するものですから、その分を減額して基幹相談センターを立ち上げて相談内容を充実させるということで増額になっているものです。組織が別々になりますので、その住み分けといいますか、そういうような使われ方になろうかと思います。事業の内容についてはほぼ変わらないような状態、先ほど言ったように変わらないような状態になります。

委員長

桜井委員。

櫻井委員

こっちの方は見てないんですが、歳出の方で今言った基幹相談支援センターの立ち上げ自体がよくわからないんで、そっちのほうでも質問しようと思っていたんですけど、そもそもどういうことを従来の障害者自立支援のことと、どういうふうな何ていうか住み分けというか、その内容がちょっとわからないんですけど。もうちょっと詳しく教えていただけますか。

委員長

保健福祉課長。

保 健 福 祉 課 長	事業の内容につきましては先ほど言いましたように相談事業業務を充実させて相談支援体制を強化したり、地域への移行ですとか、地域定着を図ることを目的といたしております、まず相談支援センターの役割といたしましては地域の相談、支援の拠点として総合的な相談業務を実施して、地域の実情に応じて連携の方を強化するようなイメージになろうかと思えます。そういうことなので、今やっていることについてはほぼ変わりはないんですけども、連携を強化するということでこの相談支援センターを立ち上げるということで考えております。
委員 長	歳出にもまた出てくるので取りあえず3回なんで一応これはこれでということで、また歳出のほうでもし質問があるのであれば再度継続して質問することについては可能ですので取り敢えず櫻井委員の質問は終わりにしたいと思えますけれども、そのほかございませんか。井澤委員。
井澤委員	1番井澤です。46ページの1番のアイヌ政策推進交付金のところで、これは交付金、国の交付金割合がここにあります。10分の8ということで80%が交付されるということだったんですが、令和元年度の後半から始まった事業ですが、最初の交付金の性質というか説明のところの中で、実際に交付されるのはこの10分の8ということですが、そのあと一般交付金のところで更に5%から15%ぐらい戻ってくるのではないかとということで説明があったと思うんですが、19年度後半から19年というか、令和元年度後半に行った事業なので、20年度の交付、令和2年度の交付金等について、その辺のところが反映されたようなことには既になっているんでしょうか。
委員 長	副町長。
副町長	残りの部分につきましては特別交付税で3月分で措置をされているということになっています。10分の8の残りの10分の20の10%分、ですから10分の1ですよね、それについては特別交付税で措置をされています。
委員 長	井澤委員。
井澤委員	この令和2年度の特別交付税に既に入っているということですか。
委員 長	副町長。
副町長	令和2年度の特別交付税については3月の交付ですので、これから入ってくるという形になります。

委員長	そのほか、このページありませんか。
高山委員	なければ48、49ページ。ありませんか。続いて50、51ページ。それでは52、53ページ。ございませんか。それでは54ページ、55ページ。54、55ありませんか。それでは56、57ページ。櫻井委員。
櫻井委員	6番櫻井です。さっき国庫支出金、国の方の支出金のほうで説明を受けたんですけど、道の支出金も地域生活支援事業補助金という名目で出ているんですけど、これもそうしたら同じような形で進んでいるという意味合いなんですか。続けて言います。前ページの道支出金のほう見ると、こっちには障害者自立支援費負担金というのがまだ残っているんですよ。この辺の兼ね合いというかが何となく地域生活支援費補助金というので一括されたのかと思うと道のほうはまだこの名目が残っているんで、事業費がまた別にあるのかなと思うんですけど、ちょっと歳出のほうで見当たらないのでわからないんですけど、その辺のご説明願えますか。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。歳出のほうのですね。
委員長	後ほど答弁をお願いします。そのほか、櫻井委員。
櫻井委員	57ページの1節の自殺対策強化事業補助金という15万円の説明内容のものなんですけど先日、新聞でコロナ禍における孤独死等が11年ぶりに増加している…、孤独死ではなく自殺死が増えているということが出ていまして、孤独死対策担当相も新設されたということが出ていたんですけど、そういった流れによって今回この、これは確か新しい名目だと思うんですけど出てきたものかということと、これ予算説明書を見ますとパンフレットを作っただけ、終わりという感じにもなんか見受けられるんですけど、ネットか何かで調べると相談窓口を設けるだとか、その地域に応じてのいろいろな使い方ができるということが載っていたんですけど、平取町においてはパンフレットを作っただけという形になるのか、いやもっと違うことを考えた方がいいんじゃないかと自分としては思うんで、そういったことを考えられているのかどうか伺いたいと思います。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。この15万円ですか、この金額についてはパンフレットなどの周知にかかる経費として国の方でしたか、から入ってくるお金ですので何

	か周知にかかるものについて検討しながら、パンフレットの他にも何かいい方策があればそういう方に使用していきたいと考えております。
委員長	櫻井委員。
櫻井委員	できれば本当はパンフレットを、本当に先ほども言ったんですがパンフレットを配ってはい終わり、ということじゃなくて相談業務を受けたりというそういうことにお金をかけたほうが有効的だと思うので、その辺の検討もしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
委員長	町長。
町長	自殺の予防対策ということで実は計画、自殺予防対策計画、ちょっと名称の詳しいところ分かりませんが、それを今年度中に測定するということになっておりまして、やっぱり何というのか、周りのフォローとか、そういうのが大事だというようなことで、各地域にそういったいわゆるゲートキーパーというような相談役みたいな方をそれをお願いしてというようなこともその計画に盛り込んでやっていますので、その辺は今後、より具体的に実施して参りたいというふうに思っておりまして、これについては周知のための予算というようなところもありますので、合せて実施していきたいというふうに思っています。
委員長	ほかございませんか。５６、５７ページです。なければ５８、５９ページ。取り敢えず５８だけで、５８ページありませんか。ちょっとそういった意味では予算説明のものでやっているの、ちょっと説明があるのでページ、５８だけにしていますけれどもご了承ください。次、５９、６０ページ。松澤委員。
松澤委員	６０ページの住宅改良費補助金なんですが、この住宅改良資金貸付事業費補助金となっておりまして１９０万円となっているんですけど、この補助金はどのように使われているかお聞きしたいんですが。この建てた方は７６０万円に利息をプラスして支払っているということなんですけど、そうであればこの１９０万円というのはどのように使われているのかお聞きします。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	お答えいたします。道の実施要綱では、市町村が行う貸付けに対して道が事業費の一部を市町村に補助することによりアイヌの人たちの居住地域の整備改善を促進することを目的としているということで、使途については明確に定めているものはありません。先ほど松澤委員言われたとおり新築１件７６０万円を見込んで歳出は７６０万円、町は利用された方に対して償還期限が最長で２５

年間になります。単純に190万円を25年で割ると年間7万6千円ということで貸付けた方25年間、毎月、収納業務、収入状況を確認する業務等が25年間発生するということでその事務費的な経費という考えでいるところでございます。明確な使途・目的というものが定められていないので今後、町の考え方にもなるかなと思いますけども、制度の利用が平成25年から貸付けの実績はないということで、制度の見直しも検討していかなければならないということもございますので、他の町の事例などを見ながら内部で協議していきたいかなと思っていますところでございます。

委員長 関連ではないですね。木村委員。

木村委員 このことについては今回初めてちょっと気がついたというのがあって、今課長の説明では事務経費に使っているということなんですけども、

木村委員 基本的にアイヌ施策については事務局もありまして、その他にも生活館会計の方とかでも事務費は出ているんですよ。やっぱりそういうのを考えれば190万円というのが本当にそれに充てるのが妥当なのかということはあると思います。そしてやっぱり760万円に金利、今2パーセントですけども、実際は町の方は540万円しか出していないと、今の説明では。要するにそれなのに760万円に対する金利を取っているということは、これおかしいんじゃないかなと思うんですよ。これは今まで全然、知らされてなかったことなんです。そしてこれは関連するかどうか分からないですけども、この住宅資金の貸付けについてはちょっと焦げつきもあったりして、なかなかアイヌに対しての見方がかなり難しい状態になっているというのもあります。その中でこの4分の1が道から補助されているということであれば、全体を把握してみなければ分からないんですけど、4分の1が入っているということであればもしかしたら焦げついている分もカバー出来ていたんじゃないかと。町はマイナスになっていないんじゃないかということも考えられるんですよ。そのことについてはこれから先どうするのか、その辺お聞きしたいんですが。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 先ほど申したとおり平成25年度の利用者を最後に今まで26年以降、貸付けの実績はない状況にあります。理由としては貸付利率の今2%ということになっています。制度の利用を考えた時に、一つとしては利率の見直しと引下げという部分が考えられるのかなと思っています。道の補助の関係は、これから道のほうに確認をしていきたいと思っていますけども、先ほど申したとおり制度の見直しについては他町の事例を参考にしながら内部で協議させていただきたいと思っていますのでご理解いただきたいと思います。

委員長

木村委員。

木村委員

課長の言うのはその形式立てた部分は分かるですよ。そうではなくて僕も協会の会長をやっていますけども、その中で今までこうずっとやっぱりこの住宅資金についてはかなり圧迫されてきたんですよね。でも裏事情を見るとこういう状態だと。やっぱりそういうことが問題なんじゃないかということ saying ているんですよ。今まで伝わってきていないんですよ、僕にも。こういう裏金があるというのはね、裏補償があるっていうことは。だからそれがたまたま今回分かったということなんですよ、これ。わからなければ黙っているんですよ、ずっと。だから、これをどういうふうにこれから考えていくのかということなんです。考えていって貰えるのか。要するに今住宅資金についても760万円では家なんて建たないから上げてくれというのは、もう10年以上前から言っているんですよ。でも、なかなか焦げついた部分があるとかという言い訳を以って上げて貰ってきていないんですよ、これ。だからそれなのにこういう状態になっているということが、どうなんだということなんですよ。今いる理事者が良い悪いということではなくて、そこら辺やっぱりきちんと考えて、変な話言わせて貰えば、これアイヌを使って平取町役場、金儲けしているということなんですよ、これ。典型的な今までのアイヌに対する和人の扱いなんですよ、これは。そういうのがあるわけですからやっぱりちゃんとこのことに対して真摯に向き合って考えて貰わなければならんと。こんなのがあれば今までのアイヌ政策全般を考えた中で、分からない部分でこういうことがあるんじゃないのかというのが、ちょっと疑ってしまうなということもありますので、是非ともこれについては真剣に考えていただきたい。道がどうのこうのじゃなくて平取町としてどうするのかということが、これ大事だと思いますのでよろしくお願いします。

町長

私からお答え申し上げます。アイヌ住宅改良資金につきましては貸付金にこの補助金が充当されるということでございまして、今、2%という貸付け利子なんですけども、この資金に関しては貸付けてその分を更に町が政府資金から借りてそれに充当するというような形を以前とっておりまして、その頃の金利が政府資金から借りるのが4パーセントとか5パーセントという時代がございまして、その2%の差を埋めるんだというようなところでの補助金という扱いだったんですよね。それでこれがずっと今続いていまして、市中金利も2%ってもう高くなってしまっているというようなところもございまして、それは私も今木村委員とおっしゃったことを全く同じ考え持っていましてね。本当に2%760万で住宅改良資金として適切なのかというようなことを本当に思っておりまして、ただ一応いろいろ道の基準とか、そういうものに従わなければならないというようなものがあったというふうに思って、その辺に何ていうんですか、こっちからの意見をどんどん言うべきだなというような認識がございまし

て、この辺どこまでできるかというのがありますけども、町としてはそういう気持ちですのでこの辺の見直しについても更に検討させて貰えればと思っております。

委員長 そのほかございませんか。鈴木委員。

鈴木委員 今回の件について町長からお答えありましたのであれなんですけれども、これはずっと長いこと760万円の貸付けということになっております。これで本当に家が建つのかということについては今、木村委員からもお話ありましたけれども、これの増額ということについての考え方というのは、これは基本的に変更というのは今後あるのかどうなのか。それは町がこれを貸すんだという言い方になっておりました。であれば町としてそれを増額して、仮にですよ、増額して例えば現実的に1500万円とか2000万円とか、そういう形になった時、それでもこの4分の1という形で道の補助金があるとすれば、やはり非常に有利な形になるのかなと。今は金利も下がってという形の中で、この2%も本当に見直ししなければならないという話も今ありました。そういう中ですので、本当にもっと現実的な貸付資金になる必要があるのではないかと思うんですけれども、その辺いかがなのか伺いたいと思います。

委員長 町長。

町長 先ほども申しましたけども、おっしゃるとおりだと思っております、ただちょっと記憶あれなんですけども、町単独では確か決められないというようなものが何かあったような気もしまして、その辺確認しましてそういうところへ本当に現実的なその貸付制度になっていないよというようなことも訴えながら、本当に利子も含めて借りる限度額ももっと増やすとか、町でそういう裁量があるのであれば積極的に考えたいというふうに思っています。

委員長 60ページまではありませんか。それでは続いて61ページ、62ページ。中川委員。

中川委員 62ページなんですけども1節の社会教育補助金、ここで放課後子ども教室事業補助金とありますけども、これ令和1年度この補助率が90パーセントあったと思うんですね。令和2年度が補助率50パーセント、令和3年度になって30パーセントと、これに対してこの道の補助金なんですけど、どのようなことでこういう補助率が下がってきているのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長	お答えいたします。道の補助金の基準では事業費の3分の2ということにはなっているんですけども、実際にうちのほうに交付決定される金額が、その更に50パーセントとか30パーセントだとかということで、道の予算の範囲内で交付されるものですから実績に近い形でということで、令和3年度は30パーセントということで、今年度も100万円ちょっとしか実際には交付されていないというような状況になっております。
委員長	中川委員。
中川委員	これもしゼロになるということはあるのかな。ましてゼロになった場合、放課後子ども教室、これやめるとかというそういう考えはないですね。
委員長	教育長。
教育長	お答えいたします。道の方針としてはなくなるということはありませんけども、今課長言ったとおり全体の補助金が決まっていて、道内で放課後子ども教室をやる自治体などが増えていくとその中で配分されることになるので、50パーセント、30パーセントというふうに下がっていくことが、今後も増えれば、減ることは予想される場所ですけれども、町として教育委員会としてはゼロになったから子ども教室をやめるというふうにはなかなかないというか、保護者のことを考えると子どもを預かる場所が必要ということもありますので、その分については何とか継続していきたいというふうに思っております。
委員長	鈴木委員。千葉委員、ごめんなさい。
千葉委員	12番千葉です。61ページの消防費道補助金の内訳のこと以外になってしまうのかなと思うんですけども、現在この説明見ましたら災害時における食料などの防災、備蓄、その整備に充てる交付金ということなんですけども、実は毎回この金額的なことではなくて思っていることは、特に災害が最近、地震とか様々なこと含めて多くなっているわけなんですけども、平取町の場合は地域が点在しているということで、例えば食料品などは何年間か保存がきくものもあるんですけど、ある程度、時間が経ってくるとやっぱり更新しなくちゃいけないと。毛布とか、例えばブルーシートとか、大型土嚢とか、これはもう賞味期限も何もないですし、ストックしてもそんなに傷むものじゃないですからいいんですけども、その更新は一体今現在、誰が調べてどこが中心となって危機管理を行っているのか、或いはその備蓄管理を行っているのか、その辺のことがちょっと目に見えてきていない部分が私どもにありまして、最近では特に食糧の場合でしたら地元のコンビニとかスーパーと連携協定を結んで、災害時における対応をいち早くやっていくという自治体が増えているんですけども、その辺のこ

とも含めて今の体制というんですか、どのようになっているのか雑駁でもいいから説明をいただきたいと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答えいたします。災害時の防災備蓄の食料なんですが、こちらにつきましてはまちづくり課の防災係のほうで担当をしております。地域防災計画の中で資材と食糧の備蓄の表があって消費期限等も把握をしております。先で先出しで更新はしていると。消費期限が近づいたものについては、例えば小学校のほうの防災教室のほうで利用していただいたりですとかということで、少し消費期限より早めに地域に還元するということをしてしております。食料については各地域に分散をしてそれぞれ在庫等の消費期限を管理しているような形で運用しているところです。メニューについても一応置いてみて、消費期限、賞味期限が早かったり、劣化が早いもの等についてはメニューについても随時見直しを図っているところでございます。以上です。

委員長

千葉委員。

千葉委員

わかりました。体制的にはそのようになってきちっと管理されている状況はわかりましたけども、一つ思うことはやっぱり、先ほど言ったように平取町の場合は、かなり広域に渡って市街化区域が分散しているということもあって、私はその地域、地域に合った支所の活用も必要だとは思いますが、私は独立した災害時のストックの備品の、いわゆるストック倉庫をきちんとしたものを設けていただく方向でやっぱり検討していただけないかなというふうに思っております。それはいうまでもなく各地域の被災を受けられた地域における活動を見ても、いざとなったときやっぱりストックしているところ自体が、例えば地震でやられたとか水没したとかあるんですけども、独立した堅牢な倉庫を構築して各地域にそういった災害時における活用をスムーズにいくような方法を一つとっていただきたいのと、それとやはり危機管理的なもの、各都道府県には危機管理監、しっかりした職務の方いるんですけども、地方の我々みたいな小さな町村においても危機管理における危機管理監的な役職をやっぱり設けて、先ほど言ったようにいざとなったときは地元のコンビニとかスーパーとか活用できるような形も含めて、そういった人員の配置の体制というのは現在、私はよく分からないんですけども、そういった機構図を含めてもしあれば、現在の状況のものもあれば提出していただきたいなと思っておりますけども、それと考え方についても今言ったようなことで将来的に考えていないのか伺いしておきます。

まちづくり

お答え申し上げます。まず堅牢な備蓄倉庫というお話なんですけどこちらにつ

り課長	いては今回、コロナの臨時交付金の中で1点プレハブのほうを整備して、また備蓄の部分については振内地区で備蓄場所を増やしているということをしていきます。あと今回、荷負小学校の体育館のステージ倉庫のほうそちらも備蓄の場所に新たに指定をしまして、そういったところの充実を図るようには進めております。あと防災に係る危機管理監のような体制というところについては、現在のところは、考え方は持っていないところです。ただやはりこういった備蓄等を管理するのに専門の方がいると確かに有効な部分があるかとは思いますが、今後、他町の状況等を確認しながら検討は進めたいなと思います。あとスーパーとの協定については今のところ当町はないので、その辺についても他町の例を見ながら検討したいと思います。
委員長	それではなければ63、64ページ。続きまして65、66ページ。なければ67、68ページ。続きまして69、70ページ。71、72ページ。松澤委員。
松澤委員	72ページなんですけども、ふるさと応援基金繰入金の1節の14番の学校給食無償化事業の1000万円なんですけど、この金額ではなかったような気がするんですけども、実際の金額が今出て1000万円だけだったのでしょうか。ちょっと違ったような気がしたんですけど。この金額だけでしたのでしょうか、ふるさとから。
総務課長	平取町ふるさと応援基金繰入金として歳入で見込んでいる部分でございます。学校給食無償化に係る事業につきましては、教育費のほうで歳出の予算を計上しております。その財源の一部としてふるさと応援基金1000万円を充当したというところでございます。
委員長	そのほかございませんか。なければ73ページ、74ページ。75ページ、76ページ。77ページ、78ページ。79ページ、80ページ。81ページ、82ページ。83ページ、84ページ。木村委員。
木村委員	82ページの部分なんですけどいいですか。わかりづらいので説明不足でお願いしたいんですけど、二風谷民芸組合の貸付金についてなんですけど400万円と書いてあるんですよ。600万円の事業に、下の説明で600万円の事業に国の補助金が3分の2出ているというふうに書いてあって400万円出ているんですよ。それなのに民芸組合から400万円入ると、これ800万円になると思うんですけど、これ事業費が800万円なのか、それ以外のことに民芸組合にいつているお金なのか、その辺の説明をお願いしたいんですけど。
委員長	アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長	お答えします。この８２ページで見ている二風谷民芸組合運営資金貸付けの元金収入ですけれども、これは二風谷民芸組合が経産省の補助を受けて事業を実施しております。国からの補助金が入るまでの間、つなぎとなる資金が必要だということで予算計上しております。二風谷民芸組合の事業費としては国から受けている補助事業と、国で補助対象外となる部分を町の単費として歳出のほうで補助金として計上しております。民芸組合では海外の展示販売事業というのが大きな事業費となっておりまして、去年は未実施ということで民芸組合の資金繰りで支障がないということで２年度の実績はありません、貸付金の。
委員長	８５、８６ページ。なければ８７ページ。８７ページ、雑入だけですけれども何かございませんか。櫻井委員。
櫻井委員	６番櫻井です。８７ページの雑入の上から５段目の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金１０００万円についてですが、去年は確か木質バイオマスの利活用という事業に計上されていたものなんですけど、今回説明書を見ますと自動車ＣＡＳＥ、これ何て読むのか分からないんですけど、地域の脱炭素交通モデルということで計上されているんですけど、これ電源ターミナルか何かのことですか。そうですか。これ毎年こうやって計上されているんですけど毎年毎年、違う名目で脱炭素ということに関すれば補助金が出るという仕組みのものなんです。もしできれば来年度以降もこの補助金を使うとすれば、こういったことに使うのかもわかれば教えていただきたいと思います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	お答え申し上げます。こちらについては特定財源の位置づけとしては今お話があったとおり充電インフラの部分ということで、今年の事業の内容につきましてはこの１０００万円で実施計画を策定するということに手を挙げてみようということになっていましてその財源という形になっております。同じ名目で歳入しているというところで分かりづらかったかもしれないんですけど、事業としては同じ環境省の事業ということで名目があまり変わらなかったということになります。また事業ですとか、担当省が変われば違うかたちで入ってくるというもので今回、例えばバイオマスですとかバイオマス産業都市をやったので継続的に入るとかそういった趣旨のものではないです。
委員長	（マイクなし）令和４年度の計画を聞いているんだけど、それは何か。
まちづくり課長	４年の計画はこちら環境省の事業でまず実施計画を立てて、総合計画上では確か令和５年にインフラ整備という形で計画を立てていたかと思います。こちら一応１０００万円で実施計画を立てて、その分この１０００万円の歳入で全額

補填されるという見込みでいるんですけど、この実施計画立てた後は2年以内に事業を実施する必要があるという縛りがあって、それが実施できない場合は返還となりますので一応2年以内ということで、予算計上的には充電インフラは令和5年に総合計画上は位置づけしていたかというふうに記憶しております。

委員長 そのほか87ページ。井澤委員。

井澤委員 87ページで平仮名でとよぬか山荘管理費負担金という項目があって、あと下のほうにいて幌尻山荘利用者負担金っていうことで440万円というのがあるんですが、幌尻山荘というのは山小屋のことなのか、この平仮名と漢字で書いたとよぬかと幌尻というの、分かれているんですけどもこれは別な施設の収入のことを言っているのかについて確認をお願いしたいと。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。幌尻山荘は本当に頂上の手前にある山の山荘で、とよぬか山荘につきましては元の小学校のところの宿泊の負担金ということで別々なものでございます。

委員長 そのほかございませんか。なければ88ページ、89ページ。90、91ページ。92、93ページ。94、95ページ。96、97ページ。それでは以上で歳入については終わりにしますけれども、何か歳入全般の中でということがありましたらご質疑を伺いますけれども、もしくは漏れたものということがあればお願いをしたいと思います。なければ歳入については以上で終わりにしたいと思います。これから50分まで休憩としていますので、50分まで休憩にしてください。

（休憩 午前10時41分）

（再開 午前10時50分）

それでは再開いたします。なお先ほど、櫻井委員のほうから質問のありました地域生活支援関係の国と道の関わり等々については、後ほど歳出のところで更に質問するということの中でもありますので、そのときに答弁したいということでご理解をいただければというふうに思います。それでは歳入が終わりましたので98ページの歳出から再開いたします。まず98ページありませんか。続いて99、100ページ。萱野委員。

萱野委員 7番萱野です。100ページの委託料の1番最後になるんですけども、公共

	施設等総合管理計画改正業務委託料となっているんですけども具体的な内容について教えてください。
委員長	総務課長。
総務課長	この計画につきましては町内に存在する公共施設の状況を把握する計画でございまして、公共施設、例えば生活館や本庁舎などでございますけれども、その老朽化などに伴う修繕時期を見極める指標の一つとしての計画づくりでございます。
萱野委員	ありがとうございます。
委員長	そのほか９９、１００の中で何かございせんか。井澤委員。
井澤委員	８番井澤です。職員の報酬と給料のところの中で、１番上の会計年度任用職員（パートタイム）、それと下りまして次の給料のところ、２番目給料のところの会計年度職員（フルタイム）ということで、金額があつて人数等の記載がないんですが、２０８ページの給与明細書のところに若干人数出てくるところもあるんですが、ここで計算上の人数を教えてくださいと思いますが。
総務課長	会計年度任用職員のパートタイムにつきましては３３名でございます。給料の会計年度任用職員のフルタイムにつきましては４７名で計上しております。
井澤委員	ありがとうございます。任期付き職員は何名ですか。
総務課長	任期付き職員につきましては１６名で計上しております。
委員長	そのほかございせんか。それでは続きまして１０１ページ、１０２ページ。続きまして１０３ページ、１０４ページ。四戸委員。
四戸委員	３番四戸です。１０３ページ２款１項３目総務管理費の１４節工事請負費に関連する件がございますので伺いたいと思います。このことにつきましては以前も総務課長にお聞きしておりますが、再度お聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。現在、まず総務課が管理している職員住宅の数と、またそのうち現在、空き家となっている住宅の数を教えてください。
委員長	総務課長。
総務課長	現在、総務課で管理している職員住宅につきましては全部で７１戸でございま

	す。そのうち入居者が４５戸、空き家は２６戸でございます。
委員長	四戸委員。
四戸委員	ただいま課長の答弁がありましたとおり、２６戸、数多くの職員住宅が空き家となっています。これにはいろいろと事情があると思いますが、古くなった住宅は使用しないと傷んでいくのも早くなっていくと思います。それで今後、この空いている職員住宅をどのように活用していくのか、この点について伺いたいと思います。
委員長	総務課長。
総務課長	現在、空き家の状況は先ほどご説明した２６件でございます。その要因につきましてはやはりアパートなどへの入居、あとは新築等々で、職員住宅から離れていく方々が増えていっている状況があるかと分析しております。この空き家につきましては中身を精査し現在、昭和４０年代の古い住宅につきましては順次、予算の範囲内で取り壊しを計画しているところでございます。使える住宅につきましては今後、建設課等で整備が令和３年度で行われる住宅整備計画等に盛り込んで総務課としても検討していきたいと考えております。
委員長	四戸委員。
四戸委員	解体しないといけない、なかには住宅もあると思いますが、町営住宅等を並行して水洗化された職員住宅も８棟空いていると伺っております。長い間古い住宅に入っている町民の方にも入ることができるよう、これは私の考え方ですが公募されてはいかがかと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。
委員長	総務課長。
総務課長	現在、浄化槽が設置されている中で空き家が８戸ございます。これにつきましては現在、職員採用募集中ではございますけれども社会人枠での採用がされた方につきましてはこういう一戸建ての住宅に入れていきたいと考えておりまして、今後８戸の空き家の状況につきましてはどういう形が１番いいのか、検討していきたいと考えております。
委員長	そのほかございませんか。木村委員。
木村委員	１０３ページの１４についてお伺いします。下の説明欄に川向神社流木伐採と

	いうふうにして書いてあるんですけども、内容を教えて欲しいですね。神社ということなのでどういう状況で町が支障木の伐採をするのか教えて下さい。
委員長	建設水道課長。
建設水道課長	川向の旧小学校の横に神社があるんですけども、その周りに相当数、流木というか木がありまして自治会のほうから自分らの手では簡単に切れないような状況なので町にお願いしたいということで、全部切るんじゃなくて間引いて切っていただきたいという要請があったのでその予算を計上したものでございます。
委員長	木村委員。
木村委員	僕も自治会に絡んでいたことがあったんですけども、神社関係とか、そういうものに町の金を使えないんじゃないのかということで、二風谷神社の場合はちょっと無理して業者を入れて切った経緯、あれがあるんですね、自治会の経費で。自治会の経費というか、神社会計で。これというのはそうしたら町に頼めばやって貰えるという形の認識でいいのかどうかちょっとお願いします。
委員長	建設水道課長。
建設水道課長	あそこの敷地は町有地になっているんですね。学校のすぐ横ということで敷地的には町有地になっていまして。そういうことから地域の神社ということは確かなんですけども、そういう事情も、その地が町有地だということもあって費用的にもというか、切る機械もただ単にチェーンソーで切れないということでそういう要請があったので、やらざるを得ないということなんですけども、ただほかの地域でそういう話が出てきたらどうなんだという話なんですけども、そこはケースバイケースと言ったら変ですけど、基本的には今二風谷のやった方が正しいということなんですけども、確か敷地はあそこ二風谷は個人か何かの土地だと思うんですけども違いましたか。そういう事情もあるので川向に関しては町で切らざるを得ないというようなことになっております。
委員長	木村委員。
木村委員	今、課長のほうからは二風谷の場合は二風谷個人というのは、これ町に毎年年貢払っていますからね、町有地の。神社借りていますのでちゃんと年貢払っていますから町有地なのは間違いなんですよ。今の答弁であればケースバイケースというのであればはっきりしなかったらこれ、何ていうんですか、やっぱり駄目だと思っているからお願いしないでやっていたと、結構お金かかっている

んですよ、やるのにね。30万も40万もかかって、もう神社だから結構周りの樹木が太くなってしまって、もうすごく危なくて木を切ったということもあるんですよ。そういうのを考えた場合、やっぱりその辺は明確に町の土地であれば町でやるということであればこれはいいと思うんですけど、やっぱりそのケースバイケースでやれと言われたらこれではちょっと納得できる話ではなくなるんじゃないかなと思うので、その辺はやっぱりちゃんと決めたほうがいいんじゃないですか。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

言い訳するわけじゃないんですけども川向の場合、その横に住宅もあるんですよ。2棟ぐらいあるので、それもその辺、神社なので自治会でお願いするというわけにもいなくて、住宅を守るということもあるので、今回の場合は自治会からの要請でやらざるを得ないんじゃないかという結論に至ったということです。

委員長

もう1回認めます。

木村委員

それであればこの神社の流木という書き方じゃなくて、その住宅に対するというような形にするのであれば別に大丈夫だと思うんですけど、神社の流木と説明で書いてあるから、これちょっとこのままでは問題が、説明には問題があると思うんですよ。住宅があるから危ないので倒すというのであれば問題は発生しないかなと思うんですけど、そこら辺の解釈が後々問題が起きるような、解釈されるような書き方はしないほうがいいんじゃないかと。切る分については当然地域の人たちの安全もありますのでいいですけども、基本的にこの書き方とか説明の仕方を変えた方がいいんじゃないかなと思いますので、その辺考えて下さい。お願いします。

委員長

総務課長。

総務課長

説明書きにつきましては総務課のほうで一括記入しております。今ご指摘のとおり、ちょっと誤解を得るような表現の記載になっておりますので、次年度以降、適切な表現で説明書きをしたいと思います。

委員長

これはあれですよ、政教分離はきちんと守るという捉え方でそういう理解で受け取っていいということなんですよ。その先ほど言っているように、木村委員言っているように、その場その場でのケースバイケースということにはならないので、ただ今回ののは誤記入でちょっとあれだということであっても、きちんと政教分離は守っていくという町のスタンスは変わらないということですよ。

	しいんですよ。
町長	川向の件に関しましてはその住宅というようなところも大きかった要因でございましてこういう対応になりましたけれども、町有地というような場合のやり方とか、それから政教分離に関してはきっちりけじめといいますか、そういうものをつけながら段々人口も減ってきて人事の管理についても大変になってきているというのが実態だと思いますので、やっぱりこういった流木の処理については政教分離を考えながら、いろいろ相談を受けながら対応して参りたいというふうに思っていますのでご理解よろしくお願いします。
委員長	ただいまの件については神社という分かり易い場所を特定しながら皆さんにわかっているような形で一応この説明は書いたけれども、誤解を招くということであればまた次年度以降、やっぱりそういうところをきちんとということと、町長が言ったように政教分離あくまでもきちんと整理をしないと、やっぱりいろんなところから異論が出るということもありますので、気をつけるということのお話です。そのほかはこのページございませんか、次のページと。それでは続けて１０５ページ、１０６ページ。松澤委員。
松澤委員	１０６ページの１０節需用費の印刷製本費ですがこれ広報誌だと思うんですけども、これは町民と町つなぐ大事なもので全部に配布される貴重なものだと思います。コロナのときなどは分かり易く知らせてくれたという声が多く聞かれました。これからもこれを定着させるよう考えていただきたいと思っております。色分け等によって町民が何の知らせか分かるようにとか工夫していただければとても町民と行政つなぐ大事なものだと思いますけども、１８万８千円減額となっていますけどもこの理由を教えてくださいと思います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	印刷製本費でございすけども内訳としてはまちだよりですとか、広報紙の印刷代という内訳になっております。減額になっている分については印刷製本費の特段、広報誌の内容ですとか、印刷のカラーですとか、部数等で減額になっているものではなくて、中身を精査して不要な消耗品等を減らしたという形になりますので、特に紙面の充実等は変わらずに行っていきたいというふうに考えているところです。
委員長	松澤委員。
松澤委員	消耗品とかその金額に関わらない部分で職員の方の工夫とかで何とかなる、本

当に充実したものになると思いますのでこれからもよろしくお願いいたします。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

9番鈴木です。1節の報酬について伺います。令和2年ですか、今3年の予算なので、2年の当初の時ですね、確か説明か何かのところではここに従事されている方が確か2名、しかも高齢になられてきてたというような説明があって、そしてできればもう少しこれから育っていつてくれるような人材を獲得したいということも含めて説明があったかなというふうに思っております。そういった意味からいきまして去年の実態がどうだったか、昨年といいますか、令和2年度の実態がどうだったのかということと、ここに間伐調査員3名ということで書いております。3名ということで432万円ということになりますので、会計年度任用職員の考え方の中にやっぱり官製ワーキングプアを作らないということが一つ基本の考え方としてあったということになろうかなと思いますので、その絡みのことでこれ少くないのかなという、予算上少くないのかということについて伺いたいなと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。昨年も鈴木議員のほうからご質問あった件ではありますが、昨年の実績実態という形でいきますと、当初2名、これまでもずっと従来雇用していた方、引き続き令和2年についても間伐調査のほう実施、調査委員として雇用しているんですが、町のほうでは令和2年度、数回に渡ってまちだより等でこちらの間伐調査員を公募したのでありますが、正直なところ申込みがなかったという実態でありまして、令和2年度については従来から働いていた2名の方だけの雇用となっています。雇用期間につきましての4月から12月までの町有林の調査という形で扱っておりまして、令和3年引き続き何とか、今雇用している方々が75歳にもなるということもありますので、何とか若返りをしていきたいということもありまして3名の分で予算のほう計上させていただいております。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

若返りということを当然必要なことだと思うんです。そういう中から考えてみるときに、3名で募集しながらこの賃金は、期間的には少し通年ではないということにはなろうかと思いますが、やはりそういうことになるとなかなかこう今お話あったように応募がないんじゃないのかなということありますので、その辺の待遇面についてももう少し改善しないと、やはり仕事としては大事な仕

	事というふうな認識だと当然、課長もそう思っておられると思いますので、その辺の改善をぜひ図るべきではないのかなというふうに思いますけれどもいかがですか。
委員長	産業課長。
産業課長	おっしゃるとおりだと思いますので今後、引き続き令和3年もまたこれから公募、既にしているんですが、今回もまた2名の方からの申込みしかない実態でありますので、それにつきましては令和4年になるかなと思いますが、理事者ともちょっと相談させていただきたいというふうに思います。
委員長	ほかございませんか。木村委員。
木村委員	5番木村です。106ページの18節の負担金についてなんですけど、自治振興会補助金が前年度よりちょっと減額になっている。これコロナのせいもあるのかなと思うんですけども、この減った内容をちょっと教えていただきたい。
委員長	総務課長。
総務課長	これにつきましては全体的な人口減少もありますし、町でやっていたLEDの交付金の事業につきましてある一定程度、各地区の整備がもう進められているという状況もありまして、その辺の実績に基づいて減額となっております。
委員長	木村委員。
木村委員	人口減少は分かるんですけど、そのLEDなんですけど、LEDにこの中から補助金出ていたんですよね、これ。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	すいません。僕が手を上げるのが遅れたものですから申し訳ないです。自治振興会の補助金ですのでまちづくり課で主管をしておりまして、減った内訳としては各事業ごとに補助金が出るような形になっていまして、そのほかに事務費の部分が自治振興会の部分であるんですけども、その事務費の負担が実際に出てくる具体的な例えば地区のスポーツ大会ですとか、そういった中の補助金の中でかなり事務費が賄っている部分がありまして、毎年ちょっと繰越しが、自治振興会全体の事務費の繰越しが多くなってきたので、今回ちょっと減額をしてもやっていけるかなということで減額をさせていただきました。

委員長	木村委員。
木村委員	内容はわかりました。予算見て減っていますので、ちょっとそこが僕も質問の中でしたように自治会活動というのはこれからすごく地域にとって大事なことになると思うんですね。それで自治会の集まり、各自治会の集まりが自治振興会ということなので取りまとめている自治振興会が活発に動かないと、なかなか自治会活動も広がりが持てないんじゃないかなと思いますので、ぜひとも、今の繰越しが増えているというのはわかりますけども、なるべく減らすということではなくてもっともっと有意義に自治振興会が動ける活動を補助するような形でやっていただければと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	ありがとうございます。その事務費減額したのも、会議を見ても昨年、総会前の役員会と総会ということでしか会議を開けていないです。ご指摘のとおり自治会が地域でなかなか活動がうまくいかないとか疲弊してきているという実態はあって、その辺をどこで改善していくかというところでいくと、総合計画の中でも自治振興会というふうに位置づけをされています。今までちょっとスポーツ大会ですとか、住民大会ですとか、女性の集いですとか、どちらかというそういった行事を担当するような形にちょっと最近はなっていたんですけど、この辺を自治会の在り方ですとか行政との連携というふうなことで、この自治振興会というところで担当する必要があるということでご意見等いただいているところですので、そういった方向で検討していきたいというふうに考えております。
委員長	井澤委員。今、木村委員の質問に関連するんですが、各自治会等の支援で振内、貫気別の支所に関わる場所は支所が関わってくれとって常駐職員がおられる、支所長含めておられるという状況で、それで
井澤委員	そういう管轄に離れるところで役場から地区ごとに担当職員ということを決めていただいて、総会役員会等に出席してその辺を把握しておられるということがありますが、自治会の中でも長期間、自治会長が選ばれないでいるという自治会もあったりして、その辺のところでは私も地元自治会の役員をしたことがありますけれども、教育委員会の担当からまちづくり課担当の中に変わった時に非常に抜本的にその自治会、自治振興会を含めて、てこ入れしていただけるんじゃないかなというふうに期待はしていたんですが、必ずしもそういうことがなくって自治会は住民の自治組織だからということであまり口出しをしたくないということもあるのかもしれませんが、今は木村委員がおっしゃったようにそういう状況からもう離れて、疲弊しているような自治体もあるという

ような状況があるので、その辺のところについて重ねて状況把握と、あるいは小さくなった自治体をほかの自治体との連携あるいは統合するというようなことも含めて進めていくことがやっぱり町の、住民主体でありますけども、まちづくりとしては必要なことなんじゃないかと思いますがその辺についていかがでしょうか。

町長

お答え申し上げます。今回の執行方針の中でも一部謳わせていただきましたけれども、本当に自治会、町内会活動がやっぱり自治の基本といいますか、そういう認識で私もおりまして、組織の維持というのが以前と違って難しくなってきたというような現状もこれは否めないということもございまして、一部自治会ではなかなか役員も決まらないというような状況もありますので、自治振興会の事務局を持っている役場というようなところもございまして、その辺もある程度介入させていただきながら本当にいい形といいますか、そういう形で進めるようなところを私どもとしてもフォローをしていければなというふうに思っております。各自治会については担当制というようなことでお邪魔しているなり、職員もおりますのでその辺も各自治会のいろんなやり方等もあって一律にはということでもありませんので、それぞれの自治会で1番良いサポートの仕方を考えながら、更には自治振興会でこれからの自治会等の在り方についても検討しながら、我々としても関与させていただければなというふうに思っております。

委員長

そのほかございませんか。なければ107ページ、108ページ。中川委員。

中川委員

107ページの委託料の関係で教えてもらいたいですけども、ここで令和2年度に振内合同庁舎の駐車場除雪業務委託が載っていなかったんですけど、まずここでどの方に委託したのかということと、振内は委託かけているんですけど貫気別とかはどうなっているのかなと思ひまして、この委託に関してまずお聞きしたいと思います。

委員長

答弁。振内支所長。

振内支所長

お答えします。振内の合同庁舎前の除雪に関しましては今まで使用料で見えていました、今年度も。それでちょっと使用料では趣旨に合わないのではないかと、ということで、令和3年度から委託料で予算取りをしています。令和2年の使用料は振内交通さんをお願いしてやっていただいていた。多分、令和3年度の委託契約についてはこれからですので、まだどことは決まっておりませんが、今までの流れでいくと振内交通さんとの委託契約になるかと思ひます。

委員長

貫気別支所長。

貫気別支所長	お答えします。今のことに関連しまして貫気別支所のほうはまだ使用料ということで、小向建設さんをお願いして朝とかやってもらっています。1回幾らという感じでお願いしていることになっております。以上です。
委員長	そのほかございませんか。それではなければ109ページ、110ページ。金谷委員。
金谷委員	1番金谷です。110ページの18番の負担金の中で、バイオマスセンター管理負担金80万円ということで計上されておりますが、これについてはどこ負担金を払うのか、それについて教えていただきたいと思います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	こちらにつきましては今回設置をしました熱電併給機を設置した会社でありますボルターと、それと木質バイオマスボイラーを設置したKWBさんのほうに委託をするような形となります。それぞれ専門的な商品ということで、施設ということで、そちらの管理のメニューに沿って委託をしたいというふうに考えております。
委員長	金谷委員。
金谷委員	その下に住宅用太陽光発電システムの設置補助金ということで30万円を計上されておりますが、これについては何円の補助金を何件を考えて30万円を計上しているのかそれについても教えていただけませんか。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	こちらについては住宅用の太陽光充電システムを住民の方が設置するといった時に補助金を支払うというもので、予算については補助要綱に従って1件30万円の限度額見合いで1件分ということで計上しています。以上です。
委員長	金谷委員。
金谷委員	今、答弁いただきましたけれども1件分ということで、これで1件分以上の申請があった場合にはそれは補助対象になるのでしょうか。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり	一応こちらについては今のところ予算の範囲内で近年は実施をしているところ

り課長	で、平成２９年から３０年、元年については１件ずつの申請、昨年については予算の中で２件対応しております。大体、申請数からしてこれぐらいの件数になろうかというふうに考えております。
委員長	千葉委員。
千葉委員	１２番千葉です。１１０ページの１８節負担金補助金及び交付金の中で１番最初にあります生活交通確保対策事業費の補助金について関連したことでお伺いしたいと思います。昨日ＪＲ日高線の廃止に伴うバスの運行の方向性が一定程度示されました。ただ心配されることは木村議員のほうからかな、二風谷まで一体どういう交通機関を使って
議長	どういう運行になっているのか、さっぱり見えてこないというのが１例であるわけなんですけども、私はどうしても平取町の場合は沿線、いわゆる日高海岸線から山のほうに入ってくるという関係、それから鵠川の場合もそうなんです。穂別あたりは山のほうに鵠川側に沿って入ってくる。そういった地域がどうしてもやっぱり昨日の日高自動車道通っていく部分で、ないがしろにされていくという部分というのはどうしても生まれてくるわけなんですけども、今後、平取町全体の足の確保に向けた取組み体制というんですか、協議も含めてですね。道南バスとの関係も含めてどういった体制でこの足の確保を構築していこうとしているのか、全体像はお知らせいただきたいなと思っています。難しい面もまだまだたくさん課題もあると思うんですけども、このままいくとやっぱり道南バスの運行に対する補助も段々膨れ上がっていく一方で、デマンドの在り方もそうなんですけども町としての方向性がなかなか見えてこないんですよ。どうでしょうかね。今後にかけるその取組み、方向性、道南バスとの関係含めていってのご答弁を求めたいと思います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	お答え申し上げます。まずＪＲの関係で転換バスのほうが今回、１１月末に室蘭運輸局のほうに新しい路線を検討したものを提出してきております。これが３月下旬には正式な路線として公表されますので、その後において詳細な時刻表等は公表されていく形になりますので、このときに日高管内７町でも新たな路線についてのバス時刻表を道の予算使いながら出していくということになっていますので、路線の詳細についてはそちらで今後明らかになってくると思うんですが、その中でやはり今ご指摘があったとおり、今回、日高線からの転換ということで当町は他の６町から見ると枝線のような形になってしまったというところはお指摘のとおりかと思います。そこで富川への乗り継ぎという部分が増えたりですとか、あと道南バスがなかなか路線が赤字になるのに加えて運

転士さんを確保出来ないということとこのコロナで経営もかなり苦しいということもあって、今回の見直しの中ではかなり既存便も減らしてきたという経緯もあります。今後、新たな問題として運転士さん不足というのでも出てきているので町で単純に赤字を補填するですとか、足りない路線を町がデマンドで考えるというなかなか単純なことにはなっていないのかなということは、道南バスさんと認識を共有してきているところです。今後、そういったことも含めて実際に赤字で走れないのか、人が確保出来ない系統なのかというところを中身を細かく地元の公共交通を支えて下さっているのは道南バスさんしかないので、路線バスとしてはないので、そこら辺は腹を割ってというか、その具体的な中身をお知らせいただいて、道南バスさんに補填をしたほうがいいのか、それとも自分たちでデマンド等の域内交通を考えたほうがいいのかというのを住み分けをして、それを明確にして利便性向上にはどこが足りないのかということと打合せをしながらやっていければというふうに考えております。具体的にやはり道南バスさん今回路線バスの、こと転換バスのことについて一緒にお話をさせていただいた時にやはり我々と違って系統は全て把握している方がいらっしゃって、やっぱり道南バスの方を入れて路線については協議させていただいたほうがスムーズだなという認識を強く持ちましたので、その辺をまた業者にもお願いしながら、全体的な交通整理というのをしていきたいなと思っています。域内交通についてもまず、庁舎内で横の連携深めて昨年の元年の基礎調査でも、大体全部域内交通で使っている費用を集めると1億円近くになっていたというのがあるので、これを少し整理をして域内交通と路線バスが有機的に連携できるようなものを令和3年度において検討していければなと考えております。

委員長

千葉委員。

千葉委員

この問題というのは非常に根深いというか、構造的な問題も含まれていると思うんですね、道東のほうのある町でも同じような悩みを抱えている自治体、たくさんあるわけでございますけども、最近様々な報道の中にも少しずつ出てきている部分というのは、昨日穂別の話かな、木村議員の方だったか。千歳空港まで行っているという便、あれはもう完全予約制なんですよ、実は。予約を承って千歳まで運行しているという動き方をしているんですけども、それなかなかうまくかみ合っていない部分も現地の人に聞いたらあるみたいなんですけども、どこか1箇所、例えば富川なら富川1箇所を起点として、例えば札幌、苫小牧、千歳方面に向かわすような方法、それから逆に乗車人数はもうぐっと少なくなると思うんですけども静内とか浦河方面に行くような方法、これはいろいろあると思うんですけど、問題は富川までどうやって出すのかというのが私、ネックになってくるんではないかと思っています、これからは。ですから民間の力も借りたほうがいいのか、道南バスにその辺のことも考慮しながら今、運転

士不足の話もありましたけども運行形態を道南バス中心に考えたほうがいいのか、その辺が私これから議論というか協議の分かれ目になってくるのかなと思っていますけども、一つ言えることは利用者が少ないというのがネックになってくるんですね、バスですから。10人乗ろうが、1人乗ろうが、30人乗ろうが1台のバスですから。その辺を含めてやっぱりもっと詰めた協議をして費用対効果が出るような方法も含めて、今後真剣に協議していったって貰いたいなと思っていますので、その辺のこと町長の考えもあれば伺っておきたいと思います。

委員長

町長。

町長

お答え申し上げます。地域内の公共交通等の整備といいますか、についてはもう本当に長い間の懸案というような認識もございまして、当町としても色々な分野で福祉バスですとか、デマンドですとか、病院のバスですとか、足の確保の面ではそれぞれやっているところがあって、現状としてはそれぞれやっぱり利用者があるというようなところもあって、今までやってきた多様な交通手段を用意することが利用者にとっては1番良いというようなことを認識してはおるんですけども、やはりその費用対効果といいますか、その採算の面でどうしてもそこで採算が合うというような足の確保はもう町内には存在しないというようなところもありますので、そこをどう組合せて、多少不便になるようなところも出てくるかもしれませんが、何とか更にもっと費用を縮小しながら出来ないかですとか、そういうことをやっぱり考えざるを得ないかなと思っています。千歳空港との直通というそういうお話もありまして、今回そういうバスではありませんでしたけど韓国のバスの関係で空港とウポポイとをつなぐというようなことを昨年度やりましたけれども、その中でも空港までの乗客といいますか、二風谷から乗られる方も結構いるというようなこともありましたので、利用者側のニーズみたいなものをやっぱり更に把握しながらどういう体系がいいのかというようなことも、やっぱり思い切って路線バスここは削減せざるを得ないというところは、地域といろいろ協議しながらそういう方向でもっていくとか、いろいろ方策を考えて検討させてもらいたいと思いますのでご理解をお願いします。

委員長

関連で私のほうから今、千葉委員と同じような違う観点からちょっと先に質問させていただきます。今年の予算を見ると3500万円ということで、去年当初予算では2700万円ということで、確かコロナでお客がいらないということで、400万円かそこら補正しましたよね。そして今回見ると3500万円です更に400万円増えているんですけども、この増えた、更に400万円増えて3500万円にしている、去年の400万円プラス今年400万円更に上乗せしている内容というのはどういう観点で、例えば今言っていた道南バスの路

線維持するための運転手の不足によるそういったものを協定の中で見るなんていう話は今までないと思うんですよ。今回さらに400万円を増額した理由を簡潔にちょっと教えていただければと思いますので答弁をよろしくお願いします。まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え申し上げます。昨年、コロナの影響と貫気別地区の道費補助のほうが外れてしまったということで、補正をさせていただいております。その際に他の同じ科目の補助金を整理した関係で、全体の補助の補正額については400万円程度に収まったかというふうに記憶していますけども、実際にこの部分で必要だった路線バス補助で必要だった総額については3500万円ほど必要だったということで今回、増額分ぐらいが実際に必要だったということがあるので、昨年の実績に合わせて補助金のほうを増額をさせていただいております。道費補助が外れた路線については過去3年間の実績を見て道費補助が支払われるということで聞いておりますので、恐らくすぐにこの部分がまた道費補助の対象になるというのはなかなか難しいというふうに道南バスさんから聞いてるので、令和2年の補助金の金額をもとに今回、予算計上させていただいたところでございます。

委員長

去年で当初予算で2700万円で、前にその説明のあった貫気別の補助がなくなって更にコロナで利用者が少なくなって400万円で、3100万の基本的には予算で整理した格好になっているんですけども、去年800万円足りなかったという話は1度も聞いてはいないんですけども、こと道南バスとのこの補助金ですからその協定の中で利用者が少ない、補助が少ないということの中だったということで400万円やったのであれば、今年は去年の補正した、2700万円に400万円で3100万円でいいのでないのか。その辺のことをもう1回簡単に説明をお願いできればと思うんですけども。まちづくり課長。

まちづくり課長

今、手元にあるのがその昨年の補正のときに説明した時の資料を手元に持ってきたつもりだったんですけども、それだと一応補正額が少なくなるというふうに2700万円の予算に対して不足する分というのは820万円というふうに確か説明をさせていただいたというふうに記憶しているんですけど、委員長がお持ちの資料とちょっと何か数字の内容が違うので、その辺については僕の手元の資料との食い違いがあるので、そこは確認を後からさせていただければと思います。趣旨としては令和2年度の現状未来で3500万円増額ということで考えさせていただいております。

委員長

3回目なんでちょっとしつこくて申し訳ないですけども、去年400万円補助したんですよね、この生活交道路線の確保のために。説明で800万円したけれども、そうしたら残りの足りなかった400万円は何か流用だとかなんと

か、そういうことで支払いをしたということなの。400万円増やして3100万円で整理が終わったということで、補正予算800万円したんですか。それだけ。後でもいいですけども、僕の勘違いならあれですけども、ただこのままいったら、確認してもらいたいですけども、僕の記憶が間違っている場合ですけども去年2700万円の当初予算、今年3500万円の当初予算、これまたちょっと増えるかどうかわかんないですけども、このままいったら青点で先ほど千葉委員が言っているように、交通体系そのものを全部見直しをしていかないと、どこまでその生活保全の足の確保だからといって負担金がどんどん、どんどん上がっていくのかということも危惧される面もありますので僕の記憶が間違いであればまた後ほど、答弁今はいいですので、補正したときにいくら補正したのか。800万円と説明しても400万円しか補正しなければそれで間に合ったはずなので、その辺あとでまた再度、午後からでも答弁お願いしてもよろしいですか。後からまた答弁をお願いしたいと思います。そのほか、井澤委員。

井澤委員

先ほど千葉委員が質問した18番の1番上の生活交通確保対策のことについてですけども、今、町内でいろんなデマンドバスと色々なバス、そして道南バスのバス、いろんなものがありますけれども、町長は前からこの辺のところのスクールバスなどを含めての統合化とかいうことで意欲を持って取り組んでおられるということですけども、今最近の明るいニュースとしては自動運転システムが開発されて都市間で、都市では小型バスを使った自動運転でかなりうまくいっているということが報道されているということがあり、また今月ですけどホンダが乗用車で自動運転システムのレベル3というレベルの車を売り出したということがあるので、道南バスの大型バスだと大型二種というそういう資格を持った方でないと運転出来ないということはありますけれども、小型バスでそういう事業をするときに運転の専門職でなくてもできるというようなことで、今時代の最先端の中でこういう自動運転システムが現実商品として売られているし試験でもうまくいっているということがあるので、今すぐではなくてもすぐ先に平取町でも過疎化の中、そして交通弱者が高齢化で増えていく中で、近代のシステム、またスマホ予約制なども含めてできる時代がすぐ先まで来ていると思いますので、その辺のところについて率先して将来の見通しを立てて現在に対応していくということが必要ではないかと思いますが、町長その辺についてはいかがでしょうか。

委員長

町長。

町長

自動運転とか、最近の車両の技術革新といいますか、目まぐるしいものがあるという認識はございますけれども、そういう方向でそういうシステムが確立されるというような状況になれば、当然、うちとしても平取町としても検討をし

ていくというようなことにはなろうかと思っておりますので、その辺の情報収集とかそういうのは今の交通体系の在り方と合せて検討していきたいというふうに思っています。

委員長

それでは休憩します。再開は1時ということでお願いをしたいと思います。

(休憩 午前11時50分)

(再開 午後12時58分)

高山委員

それではちょっと早いですがけれども、全員揃いましたので引き続き午後の部ということで予算委員会を開催します。最初に私さっき質問したときに去年の生活路線の関係については、調べたつもりだったんですがけれども802万円の補正だったということで、400万円ということで勘違いしていましたので、まずそのことについては訂正をさせていただきたいというふうに思っています。そのあと答弁の関係で訂正がありますので、まちづくり課長からバイオマス関係の説明と太陽光の説明と一応再答弁して、答弁の勘違いがありましたので再答弁をさせたいと思います。まちづくり課長。

まちづくり課長

すいません。110ページの2款1項9目の18節負担金補助及び交付金のところで、金谷委員のほうからご質問いただいたバイオマスセンターの管理負担金の中身なんですけども、ちょっと僕勘違いをして管理保守の委託の内訳を話してしまったんですけど、実際には人件費負担分です。バイオマスセンターに会計年度任用職員の方にいていただくんですが、その業務量からバイオマスセンターに常駐というわけではないので、病院のほうの用務と業務を分けて働いていただこうと考えておりまして、基本的には病院のほうで人件費を見ておりまして、その人件費のバイオマスセンターでの稼働というか、労働の分見合いで80万円という予算付けでこの分を病院に負担金として支出していくという趣旨ですので、すいません、全く答弁の内容が違いましたので訂正をさせていただきます。それと同じく金谷委員のほうから住宅用太陽光発電システムの設置補助金のお話があって、その内容についてご説明申し上げたんですけども、ちょっと予算の範囲内という言い回しをしたところがあって、そこが例えば予算が30万円ですので、2件手が上がった例では両方補助要綱に照らして問題なければ15万円ずつ認めるのかということ勘違いされてはということでご指摘があったので、そこは補助要綱に照らしてその補助のルールの中で例えば2件、30万限度額の申請が2件、正式にありましたがそこが認められれば60万円になるということで、補正等検討するということになると思いますので、そのように言い方を直させていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

委員長	それでは１０９ページと１１０ページの中で何かご質疑ある方いらっしゃいますか。中川委員。
中川委員	１１０ページの１８節負担金補助及び交付金の中で、町民１％まちづくり事業、これがあります。令和２年度と比べて５０万円ほど下がったのかなというふうに思いますが、実はこの以前、事業計画の中をちょっと調べてみたら、事業計画の中で毎年、令和３年、令和４年、令和５年、令和６年と５年に渡って１００万円ずつしか見てないんですね。そこでこの１５０万円というふうに今回謳ってきているんですけどここはどういうふうになっているのか、そこを伺いたいと思います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	お答えいたします。１％町づくり事業につきましては、この補助制度を設立した当初から比べて、段々申請が減ってきて、予算の範囲内で終わっているというところがありまして、今、内容の見直しを検討しているところで、その辺について総合計画のときにも若干触れたんですがまずは今まで、まちづくり補助金を使って、事業をしていただいている方もいらっしゃいますので、補助要綱の中で３年間継続できることになっていますので今後まだ手を挙げる権利がある方がいらっしゃるの、その方の分は既存の補助要綱の中で３年間申請があれば助成をしていこうと考えておりまして、それ以降は段々使う用途が減ってきたというところがあるので、中身をリニューアルして新たな町づくり事業の補助金として、新たに要綱立てをして新年度からの受付け分を設けようというふうに考えてこのような形にしております。
委員長	中川委員。
中川委員	事業計画の中でも、町長もここに関しては新たな見直しをしていくというふうに言っておりました。今回、課長もそういうふうに言っておられますけども、もし具体的な考え方があればお聞きかせ願いたいなと思います。
委員長	町長。
町長	内容といたしましては今までの１％事業の継続とそれと新たに事業に対してのというようなところではなくて、例えばまちづくりに関して何かこういうことを構想したいとか、例えばグループで何かこう取り組みやりたいというふうなものを、方がいれば、そういったその活動費にまず助成をしたいなというふうに思っておりまして、そういう活動が実って何か違う段階に行くような場合も、そういった支援をするような形で制度を組立て直したいなと思っております。

今、内容について具体的なものを検討しているところですので、方向性としてはそういう形でやりたいなというふうに思っております。

委員長

そのほか、松澤委員。

松澤委員

9目の企画費の中で令和2年度の17節に木質バイオマス事業用備品で400万円というのが計上されていましたが、令和3年度には計上されていません。それは12月の議会においては令和2年度のこの400万円は買わないということで説明されましたけども、先日チップの燃料経費の説明ありましたけどもヨシモトさんからのときは3300円、今回5500円というコストが結構高くなるというお話ありましたけども以前、破材の中に大きなものが、ヨシモトさんからのですね、大きなもの混ざっているということで供給が無理ということでチップを買うというお話だったと思いますけども、この令和2年度の400万円の機械は大きいものを小さくすることが出来ないのかなと私は思ったんですけども、きっと無理だということでは無いと思うんですけども、令和3年度において別に利用できるような、対応できるような大きさにできるチップーとか、もしくはそれと同等の利用することができるようなものを買うということをそこは考えなかったのか、お聞きしたいんですけどもわかりますか。結局、町外からチップを買うことよりも、もう少し町内の業者を利用できることのためにお金を使うということが今回考えられなかったのか、お聞きしたいんですが。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答えします。先ほどのヨシモトさんのチップがまず規格に合わないということが判明したときにこれを何とか運用出来ないかということで検討をさせていただきまして、そのときに熱電併給金の会社等に相談した時の回答としては、考えられるのはそのスクリーンという、出てきたチップをふるいにかけて規格のものと合せるというような機械があるんですが、そのスクリーンに乗っている時間が長くてなかなか規格どおりのものが落ちてきていないというふうな判断ができるということで、スクリーンという機械をヨシモトさんのほうで更新ができれば規格に合うものが確保できるかもしれないというお話がありました。この件についても、検討をしてみました。調べたところ、大体新規購入で1000万円ぐらい、中古を探して600万円程度で、受注生産でその年度内にはまず間に合わないということで、新しいチップの供給体制にはすぐに即応出来ないということで、それと中古のほうも、なかなか頻繁にある機械ではないので容易に見つけることが出来ないということで、年度内の運用については諦めたというところでございます。それで当面、昨日も説明申し上げたとおり町外の業者が製造したチップを沙流川森林組合を通じて供給をしていただくとい

うところで当面、運用しようという考えに至ったところです。ただ町内で、町内の木を使ってそういうふうにチップにしている機関がヨシモトさんのようにあるということは分かっていますし、例えばチップー機とスクリーンといった機械を更新することで、利用可能になるということも可能性はあるので、この辺も今後のチップの確保の手段としては検討を続けたいと考えております。ただ大きな目標として、できればその木を切り出すところからという、林地残材を使ってという目標があったということもありますので、その辺と、それがどれぐらいできるのかということと並行して検討させていただければと考えております。なので、特に今のところ予算は計上していないということです。

委員長

そのほか、鈴木委員。

鈴木委員

この企画費の中で何箇所かに渡ってバイオマス関係の予算が載っています。先ほど課長のほうから答弁の訂正があったということで、会社に対しての負担金ではなくて、人件費の分での病院への負担金だということがわかったので、少しは理解出来たところもあるんですけども、ただこの負担金という言葉からくるイメージとしては受皿の団体があってそこに対してお金を出すよというイメージがある。そして12節のところにある委託料ということになると、これはやっぱり町のほうが事業者で保守点検を委託するんだよと、そういう受け止めになるかと思うんです。そういうことから言いますと、バイオマスを動かす所の1番責任のあるその団体というのは誰なんだろうというちょっとそんなふうなことも思ってしまうような、その負担金とか委託料ということ、これ受け止め方としては違うことでないのかなと思うところがあります。先ほど負担金ということでは人件費の負担ということでありますから、このバイオマスを動かす上での責任というのは病院にあるということには当然ならないんだろうと思います。町のほうがあくまでも事業主体といいますか、運営主体ということになるんだろうと思うんですけど、これはまちづくり課ということになるという理解でよろしいんでしょうか。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答えします。お見込みのとおりであると思います。まず負担金というふうにして人件費を支出予定しておりますのは、仕様書ですとか、今までの基本調書のことから考えると恐らくそのバイオマスの事業に従事する時間のほうが短くなるのではないかというふうに考えておまして、ある程度、積算の基準を持ってこの80万円という負担金を決めさせていただいているところです。病院のほうの用務で勤めることが多いことと、特別会計にお金を出していくという形になるので負担金という整理をさせていただいているということです。そ

れとあともう一つ言うと電気の供給は所要電力については病院のほうに入ってくるということがあって、そこからの電気でまずバイオマスセンターが初動しているということもあって、その辺もあってまずは病院の職員がメインという位置づけで、こちらの予算負担金という表現になっております。実施主体についてはあくまで町であって担当課はまちづくり課であるというふうに考えております。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

説明としては分かるんですけど、やっぱり例えば何か重大な事態が生じたとき、まちづくり課ということだけでいいんだろうかと、本当にまちづくり課の中の多分、誰かがより主体的になってという位置づけも考えておられるのかなと思うんですけども、その責任のはっきり所在が、誰がやっぱり1番身近にいてやるのかということ、明確にさせていただきたいなという思いがあります。それともう一つは、こういうふうの一つの企画費の中でも様々出てくる、そしてほかでも例えば燃料だとか、いろんなバイオマスに係る収益あるいは費用、そういったものが様々こう出てくると思います。やっぱり担当をはっきりさせておいて、それで収支というのがしっかり見られる、そういうことを日常、普段にきちんとやるそういう体制が私必要ではないかなと思います。これ今現在、昨日もコスト的なことについての説明ありましたけれども、一応昨日は140万円ほどマイナスの状況だと、燃料費が高くてということでもありますけれども、それだけのことではなくそれがマイナスだからどうのこうのではなくて、やっぱり常にこの事業の収支についてはどういう状況にあるのかということは分かる形でやっぱり持っていくというのが必要だなというふうに思っていますので、その辺きちんとまちづくり課が責任の所在だということは分かりましたけど、その中でもやはりきちんと担当しっかり決めた形の中で、そして特別会計という言葉、先ほどあったかなというふうに思いますが、そういう形でしっかり区分けをした形で独立採算という言葉を使うわけではありませんけど、独立した会計の処理ということをお願いしたいなと思うんですけどいかがですか。

まちづくり課長

お答えします。趣旨はすごく理解出来ましたので、この部分についてはバイオマスセンターが公民館と病院のほうに熱や電力を供給するという性質から、あるいは防災施設としての助長を図る施設であるということから関係性はすごく深いものだと思いますので、当然、費用対効果の話もありますのでこの3者の在り方、連携から含めて、まちづくりでしっかり見て、その辺のコストの面ですとかも会計またいでも一元してまちづくり課のほうで示せるように、理解をしていくように体制を取りたいというふうに思います。また、どうしても事故とか電力の逆潮流ですとか、火災というリスクもない施設ではありません

ので、その辺も含めてやっぱり窓口はしっかりと定めて体制もとっていければというふうに考えております。

委員長

そのほかございませんか。櫻井委員。

櫻井委員

6番櫻井です。110ページの18節の負担金補助金及び交付金の中の起業家支援対策補助金についてであります。これについては去年も質問させていただいたんですが、委員会か何かかな、要綱の整備も去年の質問に答えていただいて整備をされたということも勿論分かっている上での質問なんです。今一応、紫雲古津のほうにその方が住居を移されたということも伺いましたし、ただその活動内容というのがほとんど見えませので、どうもせっかく要綱整備していただいたんですが、ああいった形のほとんど平取町で活動していない方の何ていうのかな、要綱に合致するのかなということを伺いたいんですが、その辺はどうでしょうかね。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え申し上げます。新たな要綱の中では町内に事業所を構えてというような記載が出てきたかと思いますので、厳密にはなかなか、今住所は紫雲古津の方にあるんですけど、事業所を構えているという状況にあると言われると、なかなかその現状を見るとぴったりとこの補助要綱に即しているとは言いがたい状況かなとは思っております。ただその方については必ず平取町でのまず営業をすることを当面の条件とすることと居所を明らかにして住所も今平取町に置いていただいている状況です。定期的に話合いのほうをさせていただいているところで次回は3月22日にまたこちらで営業予定となっております。その時にも面談で今後の方向性ですとか、その辺は相談をさせていただくというスケジュールを組んでおります。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

せっかく100万円という本当に補助金つけて、ああやって企業化していただいたという、勿論こちらのお願いというか希望もあってああいう形で平取町に来ていただいたんですけど、その後の何か成果というか、そういったものがなかなか見えづらいという状況にあるので、今後も課長おっしゃったように連絡を密にとってできる限り平取町でその活動をしていただきたいということを常におっしゃって、そういった方向に向けていただきたいと思いますのでよろしく願いいたしたいと思っております。1回閉じたほうがいいのか、次の質問あるんですけど。

委員長

答弁はよろしいですか。続けてどうぞ。

櫻井委員

それと109ページの委託費の道の駅整備事業検討事業委託料ということに関して、委託料云々ということじゃなくて、またその話かと、町長きつといやな顔されるのかと思いますけど、本当にこれまで道の駅についていろいろ自分なりの意見、町のほうにぶつけてきたつもりなんですけど、今回の説明でもこの今回の委託料に関してはどうやったら平取町で道の駅をやっているかというようなことをお願いをするというか、コンサル的なものをお願いをするという形でこの委託料は多分支払われると思うんですが、これまでワークショップも含めていろいろな形で何回も議論をしていただいた中で、やっぱり中には道の駅そのものが本当に平取町に必要なのか、その是非だとか、有無だとかということにも随分話の中で出てきたと伺っているんですよね。だからそのことも含めて、ましてやその役場庁内の課長のお話を聞いてもどうしてやるのかわからないだとか、議論があんまりなされていないんじゃないかという話も実際に聞くんですよ。だからそのことも含めたコンサルにお願いの仕方だったらいいんですけど、道の駅ありきということで今何か進んでいるような気がしてどうしてもしないんですよね。だからそのことも含めて、もう一度、役場庁内でしっかり議論をして、それに基づいて町長の思いを課長たちにあるいはその職員たちに伝えるということで、この事業を進めていただきたいと思いますのでその辺どうお考えか、もう一度答弁を願いたいと思います。

委員長

町長。

町長

お答え申し上げます。ご存じの通り今まで各団体の組織の方集まっていたいただいて検討していただいたということで、結果としてはいろんなご意見をいただいたというところがございます。それでその中にも採算を本当に心配する方ですとか、当町の財政状況を心配する方ですとか、いろいろいて、この事業には非常に慎重な方もいたというのは事実でございますけれども、やはり平取町に人が来て貰えるような仕組みとして私もそういう結果を見ても、やっぱり可能性としてはまだまだあるなという思いがしておりますので、本当に更に今、櫻井委員言うようにまずは庁舎内の色々な合意形成みたいのが必要だと思っていますので、今年度というか、3年度は担当としてはまちづくり課というところにもしておりますので、コンサルも含めて本当に施設をどうこうするというんじゃなくて、まずその道の駅がどういう効果をもたらすとか、そういったことをまず主としていろんな検討をして参りたいというふうに思っております。まして、当然庁舎内だけではなくていろんな各種団体なり、町民の方にも意見を聞くというような機会を当然持つということになりますので、その出た結果についてはやっぱり尊重して、それをもとに判断させてもらいたいというふうに思っています。

委員長	櫻井委員。
櫻井委員	そのように進めていただきたいと思います。本当に、実際にこの事業を進めるにあたっては現場なりなんなり、実際に携わるというのは職員なので、職員の合意というか、１００％ではないにしても一定程度の意思の疎通だとか、合意だとかといったものがないとなかなか進めづらいとか、進みにくい状況になるというのはもう十分予想されますので、その辺の職員との意思の疎通とか、そういったものもしっかり図りながら理解させながら、私たちに説明をしていただきたいと思いますということもありますので、そのことを本当に肝に銘じてやっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
委員長	木村委員。
木村委員	１０９ページの１２節の幌尻林道シャトルバスの運行について聞きたいんですけども、時期的にいつからいつで１日何回走っているのかちょっと教えてもらいたいんですけど。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	お答えいたします。こちらにつきましては７月の山開きから９月の閉山の間に運行しておりまして、１日今、確か６便走っておりまして、とよぬか山荘からゲートのところまでの運行で予約制で行っております。
委員長	木村委員。
木村委員	１日６便ということは往復３回ということの認識だね。これなんですけど確か林道がシチミの沢？過ぎたあたりで１回ゲートがあるんですよね、本林道に。元は開いていたんですけど
木村委員	今何か閉まっているという話聞いて、昔は本林道開いていたので、ポロシリのゲートのところまで、登山口のゲートのところまで行けたんですよね、みんな乗用車で。それが何か今は行けないというのを聞いて、これどうして行けなくなっているのか、このバスが行っているのに普通の一般乗用車が行けないという、その行けなくなってしまったという理由を聞かせて貰いたい。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	まずゲートについてはバスについても、乗用車が林道通行許可を得て入れるところまでというところは同じところまでの運用であるというふうに認識をして

おります。特にその範囲が狭まったというところについては落石等の危険性から管理している北電、それと今の林道のゲートの管理についても特別に道のほうから許可を得て町が行っているということで、一定の制限を持ってやっているという形になります。林道ゲートの一般車両については狩猟ですとか、そういったレク等？の理由で鍵を貸出してということも行っているような状況になっています。それも道から許可を得てゲートの鍵の管理はまちづくり課が行っている状況にあります。

委員長

木村委員。

木村委員

今課長、道と言ったけど国だよな。

まちづくり課長

すみません、国です。

木村委員

何でかちょっと聞いて、あそこは昔からいろいろと地域の皆さんが親しんで入っていた林道でもあるんですよ。これがもう今、全然入れなくなっちゃったと。何かのときに入っていくと、何かこのシャトルバスに邪魔者扱いされるという話も聞いていますので、その辺がどうしてそうってしまったのかなって。やっぱり確かに落石とかはあると思うんですけど、それは当然シャトルバスにも関係することなんです。昔は僕らも普通に入っていって山菜取りとかしていたんですけど、今全然出来なくなってしまったんですよ。そういうのを考えた中でシャトルバスが行くから行けなくなったのかなというののもちょっと思ったりしたもんですから、変な話、あそこ全体を21世紀アイヌ文化伝承の森の指定区域、指定区域で使ってはいないですけど、指定区域であったり、糠平川水系はやっぱり昔から自然が豊かで、みんないろいろそういう楽しみに入っていたときもあるので、できればシャトルバスに関係ないのであればあそこは昔のように枝林道にはゲートあるんですよ。だから本林道は通すような施策は出来ないかなと思って、その辺関係ないのであれば、鍵を持っているのはまちづくりだよな。国有林ってやっているんでしょう。そういう議論出来ないのかちょっとお願いします、最後に。

委員長

休憩します。

(休憩 午後 1時31分)

(再開 午後 1時38分)

再開したいと思います。同じ内容のところで何かございますか。井澤委員。

井澤委員

質問する前に進め方について委員長にお願いがあるんですが、ページを新たに

したときに質問ありませんかということで委員から手の挙げた順番で指名していただけるんでしょうけども、その方の最初の方の関連した質問ありませんかということで進めていただくと、委員長の名指がばらばらだったら関連質問を進めたほうが説明側としてもよろしいんじゃないかなというところがあるんですが、もしご検討いただければそのことで。

委員長 手を挙げたとき関連ということで話をしながら手を挙げて下さい。

井澤委員 その人が終わった後、関連の人もありますかというふうに聞いていただくと。

委員長 聞かなくても関連ですと言ってくれば指名します。

井澤委員 それでは私がお願いしたいのは先ほど櫻井委員がお尋ねした道の駅のことに關してですけれども、このことに關して道の駅ということになると24時間駐車が出來てトイレが使えてということのドライバー、旅行者の方の自動車旅行者の方のそういう観光の基盤となるその休憩場トイレを用意して、その上でお土産のようなものを地場産品、特産品等のものを産業振興、地場振興のために買っていていただくために準備するというようなことが主でないかと思うんですが、今回平取町で計画するところの調査の予算がつかまりましたけれども、例えば農産物でいけば平取町はトマトの生産では全道一ではありますけれども、そのほかに何か農産物で特産品があるかというところとふるさと納税ではお米が1番人気なのですが、そのあとというところとトマトの後作のきゅうり、冬季間の寒締めハウレンソウ、その3つが主なものかと思えますけれども、この平取町内で考えれば。あとびらとり農協管内でいけば店舗のルシナでは産直の農産物が年中、何かしら置かれているという状況があるんですが、平取町で道の駅を建てたときに農家とは限りませんが、そういう年中何か特産の野菜というものを皆がどのように提供する気持ちが、そういう例えば農協とか農業者の方の中にあるかということが全く私どもには知らされていないのでわからない面と、お土産といえばアイヌ工芸品等についてもあると思えますけれども、そのようなところで基本的にトイレと駐車できる場所だけの道の駅であれば僕は構わないと思いますけど、観光のまちを目指していますから。そのほかのところでは採算を上げるためにそういうお土産物の販売をするとなると、非常にその産品を用意することが大変なのではないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

委員長 これ、あれでしょう。今、検討業務なのでそのことについては特に留めておいて、検討業務の中でまた今の委員の話が参考になれるべきだというふうに思うので答弁しますか。

町長	その通りです。今、井澤委員おっしゃるような機能といいますか、平取町の道の駅にどういう機能を持たすかというようなことを含めて検討するというようなことになりますのでよろしくお願いします。
委員長	そのほかございませんか。なければ次のページに行きます。１１１ページ、１１２ページ。鈴木委員。
鈴木委員	１１１ページの１８節退職手当組合等負担金ということで、アイヌ文化環境保全調査員１０名の方々に対する退職金が令和３年度からつけられるという内容だということで、大変評価するところというふうに自分は思っているわけなんですけど、認識としてそういうことで間違いないですね。そして実は確か昨年、議場であったかどうかだったか、覚えておりませんが、このの方々については雇用保険か何かに入るというような形の話があったかのように理解していたんですけど、それをもしそうだったとすれば、これに変えたほうが多分いいということなんだろうという判断のもとに変えたのかなと思いますけど、その辺の変えられた理由等について、もし私の認識が間違っているところもあるかもしれないかもしれませんがお答えいただければなと思います。
副町長	鈴木委員のご質問に答えたいと思います。これにつきましては昨年度、令和２年度から会計年度任用職員という形で制度が変わりまして、対策室の皆さんはフルタイムの会計年度任用職員ということになりまして令和３年度から、令和２年度は社会保険・雇用保険という形ですけども、１年過ぎたあと令和３年度から市町村共済組合とそれと退職手当組合に加入するという形になります。今回の負担金のほうの退職手当組合の負担金というのは令和２年度に遡って、こういう退職組合制度はそういう制度なものですから、遡って令和２年度から退職金が対象となるという、そういうことで負担金のほうは非常に多くの額になっているんですけども、退職手当については令和２年度からもし辞めた時には積算されるという形になっています。
委員長	なければ１１３ページ、１１４ページ。中川委員。
中川委員	１１３ページ１２節の委託料、この中で自然素材モニタリング調査委託料これありますけども、金額的に令和２年と比べてかなり少なくなっているのかなというふうに思います。それでこのモニタリングの調査ということは毎年やるものなのかやっていく事なのか、そこを聞かせていただきたい。それとこの調査自体がどのようなことをやっているのか、その辺を具体的にお聞かせ願いたいと思います。
委員長	アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長	お答えします。まず調査の内容ですけれども本町地区にある水辺空間、そこにガマヨシを植えております。それを毎年、モニタリングという形で成長を何センチあるとか茎の太さだとか、そういうモニタリングを毎年実施しております。金額が減額になっている部分については交付金として認められた部分ということで、３年度も同額で認められた部分４３万２千円という形で予算措置をしているところです。
委員長	中川委員。
中川委員	一応、４３万何ぼだかで毎年やっていくということなんですけれども、これはずっとモニタリングですから調査なんで、続けていかなければいけないものなんですよね。やっていくことということでよろしいですね。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	調査はもう１０何年来やっているところで一応今の段階では継続を考えていますけれども、一定の段階で成果ですとか、今後の対応とかという部分に切替えていく必要があるのかなと思っていますので、ここ何年間はモニタリングは継続させていただきたいと考えております。
委員長	そのほか、木村委員。
木村委員	今の課長の話で言えば、これ今までは１８０万円ほどかかっていたということで、それが４３万円になると。これ、できるんですか。変な話こんなに下がってこの事業ができるのか、これそれともほかのほうで人員とか、イオルで働いている職員が手がかかるところを担うのかとか、そういうことで今までどおりこれは委託するんですかね、このまま。それちょっと聞かせて下さい。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	内容的には今まで通り、実施した分を継続という形で４３万２千円で調査可能と考えています。増えた分がほかの業務もあってその分が交付金で認められない。ほかの部分というのは全体を考える計画というか、モニタリングの結果をどう生かしていくかという全体的な計画の分が交付金では認められなかったということで、単純に生育の調査というのは４３万２千円で実施できるということになっております。また議員さんおっしゃったとおり、今後やっぱり職員のほうも作業、モニタリングの調査とかできるような体制とっていかなければいけない部分もありますので、そこは作業員の調査業務というか、業務としての一環として実施を考えていきたいと思っています。

委員長

そのほかございませんか。なければ115ページ、116ページ。続きまして117ページ、118ページ。私のところからひとつ、賦課徴収費の中の委託料の統合型GISシステム保守料なんですけれども、これはあれですよ、平成元年度に企画の予算と税務課の予算合わせて地図システムだとか、例えば保健推進係のそういう弱者対策の名簿だとか、税だとか、災害用にとということなんですけれども、これは元年にやったので一定程度もう作って機能して、対応しているということになるのかどうかその1点お聞きしたいと思います。税務課長。

税務課長

統合型GISシステムは令和元年度に導入させていただいておりますけれども、ここで見ている保守料については毎年かかる保守料となります。その内容については例えば地図の部分でいきますと土地の分筆ですとか合筆ですとか、あと家屋の新築部分の新規の書き入れといいますか、そういう部分がありまして、この保守料が毎年かかってくるようになります。それとシステムの利用なんですけれども一応令和2年度からの運用ということでやっていたんですけども、昨年、令和2年度当初のほうコロナとかの関係でいろいろありまして、自治体の全課にわたる説明が11月頃に説明をさせていただいております。それから各課でそれぞれ自分の業務に使えるような形で運用をしていく形になるかとは思いますが、まず1番の目的は災害時の避難ですか、避難行動の確立といいますか、そういう部分での運用がメインとなってきますのでその部分については今後、まちづくり課のほうで順次、そういう利用を有効に使っていくことになるかと思っております。

委員長

続けてなんですけれども今回また拡充事業ということもあるんですけども、事業の進め方としては税務課でも使える、もちろん1番メインになる企画で減災というか災害対応にも、福祉でも使えるということになるんですけども、どのパソコンからでもそういう情報共有がそれぞれ交換というかできるような形になるのか、拡充とは何なのかというところをもう1点ちょっと。

税務課長

今回、予算計上しております拡充事業なんですけれども、これについては令和2年11月に国土地理院と平取町と地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定というのを結んでおります。これはいわゆる通称、災害協定というふうな形で言わせてもらっているんですけども、例えば平取町で災害があったときに国土地理院が航空写真を飛ばしたときには、その情報がすぐ平取町に貰えるですとか、そのほか地理院が持っている情報を平取町に提供していただけるというような協定になっております。それでこの拡充事業なんですけれどもこの協定に基づきまして国土地理院から昭和46年と昭和58年の航空写真の情報をいただきまして、その情報を昨年元年に作ったシステムに合体といいますか、同じく載せるというような事業になります。具体的に言いますと昭和58年の

地理院の情報と平成３１年ですか、３１年の写真の情報を重ねて見られるということで、例えば５８年と３１年から比べて河川の状況がどう変わったとか、山の形状がどういうふうに変ったとか、地滑りの区間がこういうふうに変ったとかというような情報も見られるというようなことになるかと思えます。そういう部分で今回拡充事業という形でその写真を載せる事業を今回予算に計上させていただいております。

委員長　もう１点お聞きしたいんですけども、今のＧＩＳの事業、少し遅れているけれども機能し始めてきているということなんですけれども、拡充についてもあれなんですけれども、１０３ページに財産管理費の中に１２節委託料の中にＧＩＳ統合による公有財産システム改修費として９９万円の予算を上げているんですけども、これをやるときに一緒にやれるということにならなかったのかどうか、よくわからないけれども同じこのシステムに公有財産のシステムを入れるということの捉え方でよろしいのでしょうか。財産管理費１０３ページ。内容が違えば違うで。

建設水道課長　内容は公有財産だから土地とか建物のやつなので、このＧＩＳとの互換性と言ったら別ものなんですよね、システム自体が。

委員長　これ１０３ページの関係なので、そうしたらここに説明書いてあるＧＩＳ統合による公有財産システム改修費と書いてあるけどＧＩＳは関係ないんですか。違うＧＩＳ使うということ。

建設水道課長　一部は地図のデータは使うのかもわからないんですけど、いろいろ家賃ですとかそっちのほうも関わってくるので、一部はＧＩＳとの互換性といったら変ですけども使うのかもわからないんですけど、全面そっちに移行するということにならないシステムなんです。

委員長　４回やったのでまた後で。何かほかありませんか。関連である方いませんか。あればあったで。それでは１１９ページ、１２０ページ。１２１ページ、１２２ページ。１２３ページ、１２４ページ。この中でご質問ある方いらっしゃいませんか。取りあえず保健福祉課長の方からさっき。

櫻井委員　６番の櫻井です。先程、質問した中で私の勘違いを自立支援協議会、何なんでしたっけ。その部分というのは何か、款項目の目の部分の数字が違っていて今回変更になっているんですよ。それで私自身が見落としたということもありまして、質問の内容が若干変わるので、何ページでしたっけ。その部分についてはよろしいです。ただ先ほど言ったように基幹相談支援センター業務の部分の内容と予算の使い方を説明していただければ助かるんですけど。

委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。基幹相談支援センターですか、これと障がい者相談支援業務というのがあると思うんですけども、これを今平取福社会さんのほうに委託している業務でありまして、委託している業務とこれから委託する業務でありまして、この障害者相談支援業務のほうの予算を削減４２０万円でしたか、削減いたしまして新たに平取町基幹相談支援センターを同じところに委託するというので、相談業務については先ほど言ったようにあんまり変わらないんですけど、少し拡充したりもう少し詳しい内容をここで行っていただきたいということに相談業務になるということです。
委員長	櫻井委員。
櫻井委員	以前に農福連携の関係で町長に質問したときに、この上の平取町地域自立支援協議会委員報酬８名分とありますよね。こっちとはまるきり関係のない組織で、農福連携に関してはこの自立支援協議会のほうのところで、話し合うかもしれないというので、これはまるっきり違う組織だということでもいいんですよ。
委員長	保健福祉課長。櫻井議員のおっしゃるとおり違う組織ということになりますので、地域自立支援協議会のほうで農福連携のほうはもう少し深く協議していくようなことになろうかと思います。３回目なのでわかっていますが、これ委員会の報償費というのを見ると７万３千円って従来どおりの金額しか計上されていないんですけど、これ今、町長からそれこそ一般質問のときに自分なりには手応えのある返答をいただいたというふうに感じたんですけど、もしこの基幹を利用するとするならば従来よりもっと会議が増えたりするんじゃないかと、自分でもなかなか事業費の中に見えないものですから、せめてこの中ぐらひは会議の回数をやっていただいて、煮詰まった会議に協議になるのではないかと考えていたんですけど、従来あまり機能していないこの協議会の状態を伺っておいりましたので、相変わらず増えていないなとちょっと失望したところなんですけど、これを今後とも副連携の会議等ではこの会議を使うつもりで町長いらっしゃるのかどうか、まず伺いたいんですが。最後ですね。
委員長	町長。
町長	その自立支援に関しては農福連携だけでなく、もっともっとうこう幅広い職業につけるような道といいますか、方策を考えていくというようなことでございまして、ハード的にはグループホームの整備とかも、いろいろこれから出てくるかなと思っておりまして、こういう協議会をやっぱり更に活性化させて、いろいろ議論いただくというのはもちろんのことなんですけども、その前段いろい

ろ内部的な協議ももっともっと必要なところもあるのかなというところでございまして、そういったものを挙げて考えて貰うというようなこともあると思いますので、予算としては増額の予算になりましたけども、必要によってはこの辺もいろいろ増額するなり、考えながら対応していきたいというふうに思っています。

委員長

そのほか、井澤委員。

井澤委員

8番井澤です。123ページの下の方で、負担金補助金のところの1番上の平取町社会福祉協議会補助金1000万円のところですけども、社会福祉協議会については昨年ですか、一昨年、会長職が変わっているという状況があって、また町からの派遣職員もいるという、またコロナ禍の中でこの1年過ごしたということなんですが、平取町の社会福祉をリードしていただくという、そういう機能と責務が社会福祉協議会にはあるのではないかと思いますけれども、何か特段の予算増はないようですが、そういう保健福祉課等を中心にして社会福祉協議会と協議は常に行っていると思いますが、そういう見通しについて何かあるのでしょうか。お答えいただければと思います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。社会福祉協議会とは定期的に打合せ等を重ねておりまして、今回であれば社会福祉協議会のほうに平取町の市民後見養成事業の委託ですとか、あと後見センターの立ち上げですとか、そういうような組織を立ち上げることによってバックアップしていこうということで考えております。

委員長

井澤委員。

井澤委員

別の案件ですがそのすぐ下ですけども、平取町地域活性化協議会活動費補助金ということで400万円出ていますが、日曜日に地域活性化協議会の報告会があって私も出席いたしました。この3年ごと3期に渡って、9カ年に渡ってこれがこの年度末が最後ということになっていますが、ここで400万円の予算をつけてどのような事業を求めるのかというか、その辺のことについてはいかがでしょうか。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施
策推進課
長

お答えいたします。おっしゃられたとおり3期9年、今月3月の末で終了という形で、今新しい事業、今の事業が実践型地域雇用創造事業というのを厚労省から受託しています。新しい事業として地域雇用活性化推進事業という事業名が変わって事業内容も変わるかたちになるんですけども、この補助金については補助採択が8月ということで事業開始が10月からスタートと、補助採択を

	受けた後、事業スタートするのが10月ということで、町としては4月から9月までの期間、単費で1名雇用して新しい事業の事業構想提案書などの作成と事務費に当たる金額としてここに記載している413万9千円の補助を活性化協議会にしていきたいということで予算措置しているものです。
委員長	井上委員。
井澤委員	そうすると事業計画を1名、この人件費相当分で採用して計画を立てて申請した結果、8月に採用されるかどうか、10月から事業ということですが、そこで今これから考えていいですけども、今まで5、6人でこの活性化協議会やってきたと思いますが、どのような人数規模で先行き何年間という、そんなような見通しはたっているんでしょうか。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	新しい事業については事業の内容が企業向けの事業所の魅力向上、事業拡大などの講習会、求職者向けの人材育成、ガイド養成等のセミナー講習会、それら二つのセミナーや講習会を地域雇用、就職雇用促進につなげるという事業の内容になっています。人数については現在の実践型雇用事業が6名で、10月からは事業推進2名の体制で考えているところです。
委員長	それでは休憩いたします。2時20分まで休憩とします。10分間休憩します。 (休憩 午後 2時10分) (再開 午後 2時19分) それでは再開いたします。引き続きまして123、124ページでご質問等がある方、木村委員。
委員長	関連で先ほどのやつなんですけど、活性化協議会の方で補助金が400万円ついていて124万円で貸付金があるんですよね。これちょっとわからないので内容を教えてほしいんですけど。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	貸付金については民芸組合と同じく国からの補助を受ける時期がどうしても10月スタートで12月過ぎの交付決定ということで10月、11月の人件費相当、どうしても協議会の資金繰りに不足を生じる分について貸付金として予算計上している形になります。

委員長

木村委員。

木村委員

それで先ほどこっと内容のほう聞いたんですけど、次の事業についてはやっぱり結構難しいんじゃないかということがあって、それが8月、10月から実行できるようにということで動いているという話だったんですけど、基本結構難しいのに、僕も活性協議会入っていますけどこれやる意味があるのかというのがあるんですよね。100%取れるんであればいいんですけど、人をわざわざ雇ってまで取れるか取れないか分からないものに進めるということがこれどうなのかなというのはちょっと考えてしまう。そこまで先ほどの話だったら2人という話ですよ、もし通っても使えるのが。やっぱりそうなった場合、そこまでのリスクを冒してまでやる事業なのかなというのは考えて前にも言ったと思うんですけど、これについてはどう考えているのか。

委員長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ
施策推進
課長

町としては新しい事業に向けて補助採択を目指して、1名6ヶ月雇用して事業構想書作成事務等に当たっていただいて補助の採択を目指すという前提で予算措置をしています。事業の内容、実際この事業を実施する意味があるのかということでございますけども、いろいろ考え検討、町の課題とか今整理している段階でこの事業を活用してどのようなことができるかという部分も、各団体とのヒアリング等でまとめているところです。今月、協議会の親会議等で事業の内容等を協議させていただきたいと思っておりますけども、担当課としては新しい事業補助採択を目指して予算計上させていただいているということでご理解いただければと思います。

委員長

木村委員。

木村委員

今の話でますますちょっと心配なんですけど、この事業を使ってこれから何ができるって他と話を聞くってね、関係団体と話を聞くというのはちょっともう遅いんだよね。だから本当から言えば、もう今こういうふうに予算をつける段階で各団体がそういうことが必要だからこれをやりますというんであればそれは分かるんだけど、事業ありきのやっぱりそういう答えではなかなか何というか雲つかむようなことに予算をつけて、これ何かこれをやらなければならないというような、何か裏の事情でもあるわけではないんでしょう。それであればそんな2人ぐらいしか使えないものをだよ、町の金をかけてこれをやるということが本当に正しいことなのかということが思ってしまうというのがあるんだよね。これは今、活性化協議会、今度親会議やるということなので詳しく聞きますけども、実際問題議員の皆さんにも知ってもらいたいの、僕自身はあんまり賛成ではないと、このことについては。だからそういう意味合いを持

	って今話していますけど、ちゃんとした計算立てをして説明していただきたいなど、親会議では。よろしくお願いします。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	自分の説明もちょっと悪いところありまして、各関係団体のヒアリングはもう予算計上前に進めているところで、関係団体と関係課長、役場内ですね。その中で事業の実施に向けては進めてもいいのではないかという意見をいただいた中で予算を措置していただいているところです。また親会議に向けて事業の内容を説明していきたいと思いますのでよろしくお願いしますと思います。
委員長	井澤委員。
井澤委員	日曜日の発表会を見てこの３年間の成果は間違いなくあった。その成果品の販売というような事で、町内企業の中に受けてもらえるところがあったかなかったかということですけども、そういうアイデア、新規アイデアが実際に食べ物とかそういうものになっていくかのところなんですけども、実際にアイデアを売る先が町内事業団体に限っているんじゃないかと思うんですが、そのところ今、インターネットの時代だからユニークな品物を開発していくと、そういうものをアップしていくと、うちで使わせてもらいたいというものも出てくるような感じをしながら、これまでの少なくともこの３年間の成果品を見てそのようなことを思いましたけども、その辺の手法について今、何か追加してありましょうか。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	これまでの取組みになりますけども新しい商品を開発してWeb上で公開して商品を譲渡しているのもございますので、インターネット、Webを活用しながら商品譲渡につなげている実績はあるということで説明させていただきたいと思います。
委員長	それではなければ進めたいと思います。続きまして１２５ページ老人福祉費、櫻井委員。
櫻井委員	６番櫻井です。１２５ページの１２節委託料の福祉医療従事者人材育成研修、それと１８節の負担金の福祉医療従事者同じく補助金、それと２０番の貸付金の同じ項目でありますそれぞれついてるんですけど、これ大枠でのその事業内容の説明とそれとそれぞれの委託料補助金、貸付料についてご説明を願いたいと思います。

委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。今、言われた予算につきましては先日、説明いたしました介護職員の人材確保に関する要綱等による予算でありまして、まず１番目は委託料のほうは違うんですけれども、委託料のほうは介護職員の初任者研修を予定いたしております、それに係る経費になります。負担金及び補助金のほうは奨学金を借りている方に対する補助金と家賃の補助、介護事業所に勤務する家賃の補助ですとか、あと福祉人材の資格を取るためにそれにかけた経費を支援するものであります。１番最後の貸付金ですか、貸付金につきましては平取町の福祉人材の育成に係る奨学金と支度金、そういうことになります。
委員長	ほかございませんか。なければ１２６、１２７ページ。ありませんか。１２８、１２９ページ。萱野委員。
萱野委員	１２９ページの１３節使用料及び賃借料の中で、右側の欄の２行目、借地料、生活館駐車場というのがあるんですがこれこの地域の駐車場なのか教えてください。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	お答えします。借地料は小平生活館駐車場になります。
委員長	ほかありませんか。なければ１３０、１３１ページ。続けて１３２ページ、１３３ページ。続けて１３４ページ、１３５ページ。続けて１３６ページ、１３７ページ。次の１３８ページ、１３９ページ。櫻井委員。
櫻井委員	１３９ページの１８節不妊治療費助成金、これ単なる質問で悪いんですけど実績を教えてくださいと思います。
委員長	今、データ持ち合わせていないので後ほど答弁させていただきます。そのほかありませんか、このページ。なければ１４０、１４１ページ。木村委員。
木村委員	ちょっとお聞きしたいんですけども、１４１ページの報償費の部分の鹿の駆除謝金なんですけど、前に見たことあると思うんですけど、これ道が半分と何か町が半分だったような記憶があるんですけどこれ間違いないですかね、それで。
委員長	町民課長。

町民課長	お答えします。シカ捕獲駆除の謝金につきましては1頭当たり、肉の利用が食肉やペットフードのように利用できるものについては9000円、その他の利用については8000円というような形で単価が決められております。これは国の補助の制度に基づくもので、町が捕獲費として出したうち6割が国から交付金として補填されるものでございます。そしてさらに運搬費として今年、本年については1頭当たり1000円ということでそれについては地域づくり交付金の道の補助金の中で20パーセントの2分の1ですから10パーセントが補助金として支給されるというような中身になります。
委員長	木村委員。
木村委員	そうしたら町の持ち出し分は4割と運搬賃の残りという感覚ですね。いつも考えるんですけどシカ、平取町すごくいっぱい獲っているんですけど、確かにハンターの人たちはいっぱい獲れるからいいと思うんですけど、ほかの町とかが周りの町がなかなかやっぱり見ていると牧場が多くて獲らないとか、そういうのがあって要するに平取で獲ると少なくなったところに隣からどんどんどん、入ってきているんじゃないかなと。いつまでたっても平取が頭数は減らないと。町の持ち出しは獲れば獲るほど出さなければならないという、そういうことにはならないのかどうか。これは町がやるべきことなのか、本当は地域を越境して来るわけだから、これは道が中心になってやる、町が金出すことじゃないんじゃないかなというふうな気がするんですけど、その辺は町的にはどう考えているのかちょっと。
委員長	町民課長。
町民課長	まず管内の取組み状況としまして、昨年から1年間通しての有害駆除というのを行っております。そういったところで隣町からやってくるシカの影響を受けないといえますか、できるだけ今は有害として獲れるものを獲ろうと。それで捕獲個数を減らしていこうという取組みがなされております。そんな中で道のほうも交付金を出すという手法でお互いに取り組むということと、管内で協議会を作ってそれで個体数を減らしていくそういう努力をしている最中です。状況としましては日高管内少しずつ、捕獲個体の数は減ってきているという状況ですが、なぜか平取町だけまだ減っていないという状況がありまして、これについては原因については不明でございます。ですが、このままの取組みを続けていくことによって少しずつ他町と同じように減っていくのではないかなというふうに考えておりますので、取組みをいましばらく続けていきたいというふうに考えております。
委員長	木村委員。

木村委員	取組みをするのが駄目だと言っているわけではないんですよ。要するにほか平取町だけ減らないんじゃないじゃなくて平取町が一生懸命獲っているから、ほかのところは獲っていない。だから平取町の分だけが多いんですよ。だからさっき言っているように町からの持ち出しがあるのであれば、うちだけが一生懸命獲って、獲れば獲るだけよそこから入ってくるわけだから。だからそうしたら町の金がそれだけ余計に使わさるということなんで、だからそこをやっぱりこの町だけでやるということについてどうなのかなと。今さらながらシカを減らすのは本当はオオカミが1番いいんですけどオオカミ今更放すわけにいけないので、これは隣町同士も獲って貰わないと。やはり平取町だけ獲っても駄目だと思うんですよ。平取町の場合は日高管内で隣町は鷺川ですから、本当今すごいんですよ、ダムが凍っていてダム公園のあたりもすごくシカいるんですよ。あのダム渡ってきて穂別側から。どんどん、どんどん渡ってきているんですよ。そういう状況を見たら平取町だけ獲っても駄目なので、これはやっぱり全道的な規模を持ってやらなければ、これいつまでたっても予算は減らないだろうなと思いますので、その辺はやっぱり全道組織になるような形を前にも言ったと思うんですけど考えていただきたいなと。獲ることについては悪いことじゃないんだけど、やはりその周りの状況もちゃんと把握しなければ駄目だということなのでぜひよろしくお願いします。
委員長	町民課長。
町民課長	今いただいたご意見を踏まえてこれが全道的な取組みにつながっていくように私どもも努力していきたいと思います。日高管内の状況としましては一定程度他の町についても、えりも、様似以外ですけども、平取町の頭数以上ぐらいの頭数で獲っているという状況もございますので管内の状況も踏まえた中で、そして全道的な取組みとなるように私どもも努力していきたいと思います。
委員長	井澤委員。
井澤委員	猟友会の皆さんの努力でこれだけの捕獲が出来ているわけですが、猟友会会員の減少という高齢化というようなことがありますけども、今とれているシカで、罠で獲れているものと鉄砲で獲れているものの数字というのはわかっていますか。
委員長	町民課長。
町民課長	現在、資料として罠と銃の区分けの資料はお持ちしておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

委員長	井澤委員。
井澤委員	今、木村委員からも隣町から越境してという話がありましたけども町内でシカ柵が、農地を守るため農業被害を防ぐために農地を囲ってシカ柵というようなことでやってきて、大変大きな成果を上げているのではないかなと思うんですが、一方でシカ柵のゲートが農家自身が閉めていないということもあるし、外部のハンターの方とかも含めて、山菜取りに入る方含めて、開けっ放しでいるということで町外の柵から町内に入ってきているという、農地に入ってきているという状況もあるということが一つと、それからそういうふうに農地じゃないところにシカ柵がない、場所もかなりな距離数にしてあるのではないかなと思うので、そういう意味で、他町からの越境を防ぐ意味で、もう少しシカ柵について農地を守る以外のことで町全体の、木村委員おっしゃるように捕獲料の町負担がこれだけ大きいということを、そういうことも含めて何かもっと広範囲なシカ柵も考える必要があるんじゃないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。
委員長	町長。
町長	以前、全町的な農地のためのシカ柵も、相当効果が出ているというようなところでございまして、先ほどの質問にあったシカの減数と合せて、必要なところが更にあるようなところを調査しながら進めることも検討すべきかなと思っていますので、その辺は検討させていただければというふうに思っています。
委員長	それではなければ次のページにいきたいと思います。１４２、１４３ありませんか。１４４、１４５、１４６ありませんか。それではなければ今日の予算委員会についてはこれで打切りにします。なお先ほど答弁漏れがありました。調整がありました。先に一つ不妊治療の実績。
保健福祉課長	櫻井委員のご質問にお答えいたしたいと思います。不妊治療の実績でありますけれども、３０年度で不妊の検査に関しましては一般が４件、体外受精顕微鏡受精が２組で合計で６０万円（マイク不調）、すいません。もう一度繰り返します。平成３０年度については不妊の検査につきましては一般が４組、体外受精顕微鏡受精が２組で、合計で６０万９７５２円になります。令和元年度につきましては検査が３組、体外受精顕微鏡受精が２組で１０１万７９８８円、令和２年度なんですけども１１月ぐらいの数字になりますけれども１組、体外受精顕微鏡受精が１組で合計２７万４１９６円となっております。
委員長	よろしいですか。後から資料できればということで、あと意見、答弁についてはシカの鉄砲なのか罠なのかの実績ということで言っていましたので、それは

明日また報告をさせていただきたいということで考えています。それではちょうど時間になりましたので本日は衛生費までということで、明日は9時半から農業委員会費、農業の関係でそれぞれ再開をしたいというふうに思っております。以上で予算委員会の初日を終了します。この後は局長のほうから連絡あれば。

議会事務
局長

この後、バイオマスセンターのほうに行きますので準備、各自で行っていただいて現地解散ということになりますのでよろしくお願いします。

(閉 会 午後2時45分)